

# 昭和三十五年法律第五号

道路交通法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）	第二章 歩行者等の通行方法（第十条—第十五条）
第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務 （第十五条の三—第十五条の六）	第三章 車両及び路面電車の交通方法 （第十六条—第二十一条）
第一節 通則（第十六条—第二十一条）	第二節 速度（第二十二条—第二十四条）
第二節 横断等（第二十五条・第二十五条の二）	第三節 横断等（第二十五条・第二十五条の二）
第四節 追越し等（第二十六条—第三十二条 条）	第四節 自動車及び一般原動機付自転車の運転 交差点における通行方法等（第三十 四条—第三十七条の二）
第五節 踏切の通過（第三十三条）	第五節 運転者の義務（第七十五条の十・第 七十五条の十一）
第六節 横断歩行者等の保護のための通 行方法（第三十八条・第三十八 条の二）	第六章 特定自動運行の許可等（第七十五 条の十二—第七十五条の二十九）
第七節 緊急自動車等（第三十九条—第四十 一条の二）	第七章 道路の使用等
第八節 � 徐行及び一時停止（第四十二条—第 四十三条）	
第九節 停車及び駐車（第四十四条—第五十 一条）	
第十節 灯火及び合図（第五十二条—第五十 四条）	
第十一節 乗車、積載及び牽引（第五十五条 —第六十一条）	
第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第 六十二条—第六十三条の二の二）	
第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十 三条の三—第六十三条の十一）	
第四章 車両等の運転者及び使用者の義務 第一節 運転者の義務（第六十四条—第七十 一条の六）	
第二節 交通事故の場合の措置等（第七十二 条—第七十三条）	
第三節 使用者の義務（第七十四条—第七十 五条の二の二）	
第七章 雜則（第一百八条の三十三—第一百十四 条の七）	

## 第四章の二 高速自動車国道等における自動車 の交通方法等の特例

第一節 通則（第七十五条の二の三・第七十 五条の三）	第二節 自動車の交通方法（第七十五条の四 —第七十五条の九）
第三節 運転者の義務（第七十五条の十・第 七十五条の十一）	第四節 特定自動運行の許可等（第七十五 条の十二—第七十五条の二十九）
第五節 道路の使用等	

## 第八章 罰則（第一百十五条—第一百二十四条）

第一節 反則行為に関する処理手続の特例	第二節 反則金の納付及び仮納付（第二百二十 八条—第二百二十九条の二）
第二節 告知及び通告（第一百二十六条・第一百 二十七条）	第三節 雜則（第一百三十二条・第一百三十二 条・第一百三十条の二）
第四節 反則者に係る刑事事件等（第一百三十 二条）	第五節 雜則（第一百三十二条・第一百三十二 条）

い側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものを行う。

四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下  
の用に供するための場所であることが示され  
てゐる道路の部分をいう。）

五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道  
路が交わる場合における当該二以上の道路  
(歩道と車道の区別のある道路)においては、  
車道の交わる部分をいう。

六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは  
横断している歩行者の安全を図るために道路に  
設けられた島状の施設又は道路標識及び道路  
標示により安全地帯であることが示されて  
いる道路の部分をいう。

七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分  
を通行すべきことが道路標示により示されて  
いる場合における当該道路標示により示され  
てゐる道路の部分をいう。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及  
びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は  
架線によらないで運転し、又は特定自動運行  
を行ふ車であつて、原動機付自転車、軽車両及  
び移動用小型車、身体障害者用の車及び遠  
隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車そ  
の他の歩きながら用いる小型の車で政令で定  
めるもの（以下「歩行補助車等」という。）

十 原動機付自転車 原動機を用い、かつ、レ  
ール又は架線によらないで運転する車であつ  
て次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小  
型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車  
及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量  
又は定格出力を有する原動機を用いる車  
(口に該当するものを除く。)

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道におけ  
る他の車両の通行を妨げおそれのないも  
のであり、かつ、その運転に関し高い技能  
を要しないものである車として内閣府令で  
定める基準に該当するもの

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、移動  
用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車

三の三 自転車道 自転車の通行の用に供する  
ため縁石線又は柵その他これに類する工作物  
によつて区画された車道の部分をいう。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又  
は車道の効用を保つため、歩道の設けられて  
いない道路又は道路の歩道の設けられていない

車道の横断の用に供するための場所であること  
が示されている道路の部分をいう。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転  
車の横断の用に供するための場所であること  
が示されている道路の部分をいう。

四の三 交差点歩道 道路標識等により自転  
車の横断の用に供するための場所であること  
が示されている道路の部分をいう。

四の四 横断歩道 道路標識等により歩行者の横断  
の用に供するための場所であることが示され  
てゐる道路の部分をいう。

等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるもの）を除く。）をいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ　原動機を用いなかつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三　移動用小型車　人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四　身体障害者用の車　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させができるものを除く。）をいう。

十一の五　遠隔操作型小型車　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもの（車のうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして

内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二 トロリーバス架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。

十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に關し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路錨、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたとき、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」と

いう。)がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十 � 徐行 車両等が直ちに停止することがでできるような速度で進行することをいう。

二十一 追越し 車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健 康又は生活環境に係る被害が生ずることをい う。

二十四 この法律の規定の適用については、次に掲げ る者は、歩行者とする。

一 移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操 作型小型車、児童用の車又は歩行補助車等を 通行させている者(遠隔操作型小型車につ ては、遠隔操作により通行させている者を除 く。)

二 次条の大 型自動二輪車又は普通自動二輪 車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の 自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩 行者の通行を妨げるおそれのないものとして 内閣府令で定める基準に該当する車両(これら の車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引 しているものを除く。)を押して歩いてい る者

(自動車の種類)

第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準とし て、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)、普通自 动二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)及び小型特殊自動車に区分する。

(公安部員会の交通規則)

**第四条** 都道府県公安委員会（以下「公安部員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安部員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

公安部員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同様。）以外の交通の頻繁な交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するよう努めなければならない。

信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

**第五条** 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることがで

2 公安委員会は、信号機の設置又は管理に係る

事務を政令で定める者に委任することができ  
る。

## **第六条** 警察官等の交通規制（警察官又は第百四十四条の四第一項に規定）

する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」と

いう。」により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防ぐべく、その他の交通安全に円滑を図る

危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかるわらず、これと異なる意味

2 を表示する手信号等をすることができる。 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したこ

とにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における

交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためや心を得ないと認めるときは、その現場における

むる行かいと読みなよきに、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若

しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、

又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方

3 法によるべきことを命ずることができる。  
警察官は、前項の規定による措置のみによつては、その現場における昆蟲を爰知することが

できないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係

4 者に対し必要な指示をすることができる。  
警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の

事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を行三の二つ目(まつめいふ)の二

陥を防止するため緊急の必要があると認めると  
きは、必要な限度において、当該道路につき、  
一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又

5 第一項の手信号等の意味は、政令で定める。は制限することができる。

(罰則) 第一項については第一百二十九条第一項第一号、第四項については第一百十九条第一項第一号、

**第一百二十二条第一項第一号及び第二号**  
**(信号機の信号等に従う義務)**

**第七条** 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならぬ。

**(罰則 第百一十二条第一項第一号及び第二号)**

**第八条** 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

**2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。**

**3 警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。**

**4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を携帯していなければならぬ。**

**5 第二項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に条件を付することができる。**

**6 第三項の許可証の様式その他第二項の許可について必要な事項は、内閣府令で定める。**

**(罰則 第一項については第一百十九条第一項第二号、同条第三項、第二号、第五項については第二号 第五項については第一百二十一条第一項第三号)**

**(歩行者用道路を通行する車両の義務)**

**第九条** 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るために車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路（第十三条の二において「歩行者用道路」という。）を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

**(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項)**

**(通行区分)**

**第十条** 歩行者等は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

**2 歩行者等は、歩道等と車道のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。**

二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、普通自転車通行指定部分（第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分をいう。第十七条の二第二項において同じ。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。（行列等の通行）

**第十一條** 学生生徒の隊列、葬列その他の行列（以下「行列」という。）及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるものは、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道等と車道との区別のある道路においては、車道をその右側端（自転車道が設けられている車道にあつては、自転車道以外の部分の右側端。次項において同じ。）に寄つて通行しなければならない。

2 前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道等と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3 警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、第一項の行列の指揮者に対し、区间を定めて当該行列が道路又は車道の左側端（自転車道が設けられている車道にあつては、自転車道以外の部分の左側端）に寄つて通行すべきことを命ずることができる。（罰則）第一項については第一百二十二条第一項第四号、第二項及び第三項については第一百二十二条第一項第五号）

**（横断の方法）**

**第十二条** 歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

2 歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができるところをさしている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。（横断の禁止の場所）

**第十三条** 歩行者等は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表

示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。  
2 歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

**第十三条の二** 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつてゐる道路を通行する歩行者等については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

(目が見えない者、児童、高齢者等の保護)

**第十四条** 目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。)は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならぬ。  
1 目が見えない者以外の者(耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。)は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。

2 児童(六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。)若しくは幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯させ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないので幼児を歩行させてはならない。  
3 児童又は幼児が小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他の適当な措置をとること等が必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるよう努めなければならない。

4 高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があつたときその他必要があると認められたときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導、合図その他適當な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるよう努めなければならない。

5 (歩行者と遠隔操作型小型車との関係)

**第十四条の二** 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通

行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進行路を譲らなければならない。

(遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務)

**第十四条の三** 遠隔操作型小型車（道路を通行しているものに限る。）の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行せなければならぬ。

(移動用小型車等を通行させる者の義務)

**第十四条の四** 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならぬ。

(罰則) 第百二十一條第一項第六号  
(通行方法の指示)

**第十五条** 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条若しくは第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則) 第百二十一條第一項第七号

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)

**第十五条の二** 警察官等は、遠隔操作により道路を行っている遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがある、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

(遠隔操作による通行の届出)  
第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務

**第十五条の三** 遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

七 内閣府令で定める事項

八 該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則) 第百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

(罰則) 第一百二十三条  
(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

**第十五条の六** 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用者者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。)を指示することができる。

道路交通を横断することができる。

車両は、道路(歩道等と車道の区別のある道

路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。)の中央(軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等によ

る中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(第三章 車両及び路面電車の交通方法)

第一節 通則

(通則)

**第十六条** 道路における車両及び路面電車の交通方法については、この章の定めるところによること。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(届出番号等の表示義務)

**第十五条の四** 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号(次条において「届出番号等」という。)をその者に通知しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(届出番号等の表示義務)

**第十五条の五** 公安委員会は、この章の規定の施設をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)

3 公安委員会は、この章の規定による届出を行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に提示しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。 第二章の三 遠隔操作型小型車の使用者の義務

3 特定小型原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号に該当するもの)を用いる。以下同じ。)、二輪又は三輪の自転車その他の車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自動車道を横断することができる。

4 車両は、道路(歩道等と車道の区別のある道

路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。)の中央(軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等によ

る中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(第三章 車両及び路面電車の交通方法)

第一節 通則

(通則)

**第十六条** 道路における車両及び路面電車の交通方法については、この章の定めるところによること。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(届出番号等の表示義務)

**第十五条の四** 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号(次条において「届出番号等」という。)をその者に通知しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(届出番号等の表示義務)

**第十五条の五** 公安委員会は、この章の規定の施設をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)

3 公安委員会は、この章の規定による届出を行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に提示しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。 第二章の三 遠隔操作型小型車の使用者の義務

3 特定小型原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号に該当するもの)を用いる。以下同じ。)、二輪又は三輪の自転車その他の車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自動車道を横断することができる。

4 車両は、道路(歩道等と車道の区別のある道

路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。)の中央(軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等によ

る中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(第三章 車両及び路面電車の交通方法)

第一節 通則

(通則)

**第十六条** 道路における車両及び路面電車の交通方法については、この章の定めるところによること。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(届出番号等の表示義務)

**第十五条の四** 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号(次条において「届出番号等」という。)をその者に通知しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(届出番号等の表示義務)

**第十五条の五** 公安委員会は、この章の規定の施設をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)

3 公安委員会は、この章の規定による届出を行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に提示しなければならない。

(罰則) 第一百二十九條の二の二第二号、第二百二十三

条  
(第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。 第二章の三 遠隔操作型小型車の使用者の義務



令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

(罰則) 第百八条第一項第一号、同条第三項

(最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示)

**第二十二条の二** 車両の運転者が前条の規定に違反する行為(以下この条及び第七十五条の二第一項において「最高速度違反行為」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)の業務に関する場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つてゐると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 前項の規定による指示に係る車両の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者は、軌道法の規定による軌道経営者(トロリーバスを運行するものに限る。)である場合における当該指示は、公安委員会が当該事業を監督する行政庁とあらかじめ協議して定めたところによつてしなければならない。

**第二十三条** 自動車は、道路標識等によりその最低速度が指定されている道路(第七十五条の四に規定する高速自動車国道の本線車道を除く。)においては、法令の規定により速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その最低速度に達しない速度で進行して(急ブレーキの禁止)

**第二十四条** 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。(罰則) 第百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第一項第八号、第一百九条第一項第三号

三号)  
**第三節 横断等**  
(道路外に出る場合の方法)  
**第二十五条** 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路

の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

(罰則) 第百二十一条第一項第二号

2 車両(特定小型原動機付自転車等及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路の右側端)に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3 道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、前項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則) 第一項及び第二項については第百二十一條第一項第八号、第三項については第百二十一条第一項第二号)  
**(横断等の禁止)**

**第二十五条の二** 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に出入するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

(罰則) 第一項については第百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号、第二項については第百二十九条第一項第六号、同条第三項)

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

(罰則) 第二項については第百二十九条第一項第六号、第二項については第百二十九条第一項第六号、同条第三項)

**第四節 追越し等**  
(車間距離の保持)

**第二十六条** 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を行進するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追越するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(罰則) 第百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第一項第八号、第一百九条第一項第三号、第二項については第百二十九条第一項第六号)

2 車両(乗合自動車及びトロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を行進する場合を除き、最高速度が高い車両に追いつけたときは、そのまま追き進行しようとするときも、同様とする。

(罰則) 第百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第一項第八号、第一百九条第一項第三号)

**第二十六条の二** 車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更せることと

なるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

(罰則) 第百二十一条第一項第二号

3 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両(以下この節において「前車」という。)の右側を右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両を避け、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

一 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両を除き、当該合図をした車両の進路の変更してはならない。

二 第四十条の規定に従つて、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行することができなかつた車両通行帯を通行する区分行帯を通行することができないとき。

三 第四十条の規定に従つて通行しようとするとき。

(罰則) 第二項については第百十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号、第二項については第百二十九条第一項第六号)

**第二十七条** 車両(道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行又は同法第三条第二号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車(以下「乗合自動車」という。)及びトロリーバスを除く。)は、

第二十二条第一項の規定に基づく政令で定める最高速度(以下この条において「最高速度」という。)が高い車両に追いつけたときは、そのまま追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはならない。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いかけられ、かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

2 車両(乗合自動車及びトロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を行進する場合を除き、最高速度が高い車両に追いつけたときは、そのまま追き進行しようとするときも、同様とする。

(罰則) 第二項及び第四項については第百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第六号、第二項及び第八号、第一百十九条第一項第六号)

3 車両は、路面電車を追い越そうとするときは、当該車両が追いつけた路面電車の左側を通行しなければならない。ただし、軌道が道路の左側端に寄つて設けられているときは、この限りでない。

4 前三項の場合においては、追越しをしようとする車両(次条において「後車」という。)は、反対の方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で左側端に寄つて設けられているときは、この限りでない。

5 前三項の場合においては、追越しをしようとする車両(次条において「後車」という。)は、反対の方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で左側端に寄つて設けられているときは、この限りでない。

6 前三項については第百二十九条第一項第六号)

**第二十八条** 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両(以下この節において「前車」という。)の右側を右側に寄るとき、又は右側端に寄つて通行しているときは、前車が第二十五条第二項又は第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央又は右側端に寄つて通行しているときは、前車の規定にかかわらず、その左側を通行しなければならない。

2 車両は、他の車両を追い越そうとする場合は、当該車両が右側端に寄つて通行しているときは、前車が第二十五条第二項又は第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中

央又は右側端に寄つて通行しているときは、前車の規定にかかわらず、その左側を通行しなければならない。

(罰則) 第二項については第百二十九条第一項第六号)

**第二十九条** 後車は、前車が他の自動車又はトロリーバスを追い越そうとしているときは、追越しを始めなければならない。

(罰則) 第百二十九条第一項第六号)

**第三十条** 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(特定小型原動機付自転車等を除く。)を追い越すため、

が通行するのに十分な余地がない場合においては、第十八条第一項の規定にかかるわらず、できる限り道路の左側端に寄つてこれに進路を譲らなければならぬ。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いかけられ、かつ、道路の中央と

進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂





二 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、  
軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又は  
トンネル

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端か  
らそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全  
地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端  
からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若し  
くは路面電車の停留場を表示する標示柱又は  
標示板が設けられている位置から十メートル  
以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運  
行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又  
は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メー  
トル以内の部分

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用し  
ない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属す  
る運行系統に係る停留所又は停留場におい  
て、乗客の乗降のため停車するとき、又は運  
行時間を調整するため駐車するとき。

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動  
車を除く。第四十九条の三第一項において同  
じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバ  
ス若しくは路面電車の停留場において、乘  
客の乗降のため停車するとき、又は運行時間  
を調整するため駐車するとき（当該停留所又  
は停留場における停車又は駐車であつて、地  
域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するた  
めに有用であり、かつ、道路又は交通の状況  
により支障がないことについて、内閣府令で  
定めるところにより、道路運送法第九条第一  
項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業  
者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に  
關係のある者として内閣府令で定める者が合  
意し、その旨を公安委員会が公示したものと  
する場合に限る。）

罰則 第一項については第百十九条の二の四第  
一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項  
第一号、同条第三項

（駐車を禁止する場所）

る道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にからわらず、停車し、又は駐車することができる。

一 第七十二条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この条において単に「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十歳以上のもの

二 第七十二条の六第二項又は第三項に規定する者

三 前二号に掲げるもののほか、普通自動車対応免許を受けた者で、妊娠その他の事由により身体の機能に制限があることからその者を運転する普通自動車が停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの

2 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が前項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者等であることを示す高齢運転者等標章を交付するものとする。

3 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができる。

4 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなったときその他の内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

5 前三项に定めるもののほか、高齢運転者等標章について必要な事項は、内閣府令で定める（罰則 第四十六条 第四項については第一百二十二条第一項第十号）

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。

車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。

車両は、車道の左側端に接して路側帯（当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。）が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。

（罰則） 第一項については第百十九条の三第一項（罰則） 第二項及び第三項については第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号）

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

（罰則） 第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（時間制限駐車区間）

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定される道路の区間（以下「時間制限駐車区間」といいう。）について、当該時間制限駐車区間ににおける駐車の適正を確保するため、パークリング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに不限る。以下同じ。）又はパークリング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パークリング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理するものとする。

前項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間に於ける駐車の適正を確保するため必要な措置を講じなければならない。

関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。  
**(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)**  
**第四十九条の二** 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限つて同一の高齢運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、前条第一項の道路標識等にその旨を表示するものとする。  
**(時間制限駐車区間における駐車の方法等)**

**第四十九条の三** 時間制限駐車区間ににおける車両の駐車（第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2 車両（前条の規定により指定された道路の区間において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。）にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第一百九十三条第一項第二号において同じ。）は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき第四十九条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続

き駐車してはならない。

3 車両は、時間制限駐車区間ににおいては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間ににおいて車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、第四十九条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受け、これを当該車両が駐車している間（当該バークリング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示される時間までに限る）。当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

**(罰則)** 第二項については第百十九条の三第一項（罰則）、第二項については第百十九条の三第一項（罰則）、第三項については第百十九条の三第一項（罰則）、第三項については第百十九

条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項、第四項について）は第百十九条の三第一項第三号、同条第三項（高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおける駐車の禁止）

**第四十九条の四** 高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおいては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

**(罰則)** 第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項（時間制限駐車区間ににおける駐車の特例）

**第四十九条の五** 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間ににおける車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までににおいて駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条（第四十九条の三第一項を除く。）の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該車両を終了すべき時刻を過ぎて引き続

き駐車してはならない。

**(罰則)** 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項（罰則）

**(時間制限駐車区間ににおける停車の特例)**

**第四十九条の六** 車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができ

る道路の部分として指定されている時間制限駐車区間ににおいては、同項の規定にかかわらず、停車することができる。

**(時間制限駐車区間ににおける路上駐車場に関する特例)**

**第四十九条の七** 時間制限駐車区間に駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第五条第一項の規定により同法第一条第一号に規定する路上駐

車場（以下この条及び第一百十条の一において「路上駐車場」という。）が設置されている場合においては、第四十九条の規定は適用しない。

**(罰則)** 第一百十九条第一項第七号（違法駐車に対する措置）

**第五十条の二** 車両（トロリーバスを除く。以下この条、次条及び第五十一条の四において同じ。）が第四十四条第一項、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者等がいないために、当該車両を当該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を移動することができる。

**(罰則)** 第二百一十条第一項第五号、同条第三項（違法停車に対する措置）

**第九節の二** 違法停車及び違法駐車に対する措置

**第五十条の二** 車両（トロリーバスを除く。以下この条、次条及び第五十一条の四において同じ。）が第四十四条第一項、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者等がいないために、当該車両を当該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を移動することができる。

**(罰則)** 第二百一十条第一項第五号、同条第三項（違法停車に対する措置）

**第五十条の三** 前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。

**(罰則)** 第二百一十条第一項第五号、同条第三項（違法停車に対する措置）

**第五十条の四** 前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、警察官等は、当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

**(罰則)** 第二百一十条第一項第五号、同条第三項（違法停車に対する措置）

**第五十一条** 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車して

いると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間ににおいて駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備を第四十九条第一項のパーキング・メー

ター又はパーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の三の規定を適用する。

**(罰則)** 第二百一十条第一項第五号、同条第三項（違法停車に対する措置）

**第五十二条** 警察署長は、前項の規定により車両を移動することができたとき、当該車両を保管しなければならない。

い。この場合において、警察署長は、車両の保管の場所の形状、管理の様態等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、警察署長が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他必要な措置を講じなければならない。

7 警察署長は、前項の規定により運転者等又は警察署長は、前項の規定により運転者等又は警察署長が当該車両を保管したときは、当該車両の使用者に対し、保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該車両を速やかに引き取るべき旨を告知しなければならない。

8 警察署長は、前項の場合において、当該車両の使用者の氏名及び住所を知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し、同項に規定する旨を告知しなければならない。

9 警察署長は、前項の場合において、当該車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

10 警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他方法により公表するものとする。

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第六項の規定により保管した車両の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

12 警察署長は、第六項の規定により保管した車両につき、第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して一月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

13 警察署長は、前項の規定による車両の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する代金額が著しく低いときは、当該車両を廃棄することができる。

14 第十二項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

15 第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者

等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）の負担とする。

16 警察署長は、前項の規定により運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの使用者に対し、文書でその納付を命じなければならぬ。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めたときは、その定めた額とする。

17 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

18 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、警察署長は、地方税の滞納処分の例により、負担金等を徴収することができる。この場合における負担金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

19 納付され、又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

20 第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両（第十二項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

21 警察署長は、第十二項の規定による車両（道路運送車両法による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第五百条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

22 第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に

積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者」占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）と、第九項中「前項」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び前項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動」とあるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

23 第二項の四（罰則） 第二項については第一百七十九条の四第一項第一号（放置違反金）

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがあれる旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがあれる旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の

場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この項において同じ。）の移動及び保管に係る事務（当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同条第十六項の規定による命令、滞納処分その他の政令で定めるものを除く。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職員に附帯した者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。

前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。

6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えるべきである。

7 一 当該納付命令の原因となる事実

二 弁明書の提出先及び提出期限

8 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金の額は別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。

10 置違反金の額は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないたとしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当

13 該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の收入とする。

16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事案について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消したときその他の当該納付命令の原因となつた車両の使用者について内閣府令で定める事由が生じたときは、その旨、当該使用者の氏名及び住所、当該車両の番号を他の内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、放置車両に関する措置の適正を図るために、当該報告に係る事項を各公安部委員会に通報するものとする。

17 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条及び第七十五条の十三第三項第一号において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

18 放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。

（放置違反金等の納付等を証する書面の提示）

第五十一条の七 自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項の規定による自動車検査証の返付）

（返付を受ける者）



- 3 前二項の合図を行ふ時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。
- 4 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わつたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのにかかわらず、当該合図をしてはならない。
- (罰則) 第一項、第二項及び第四項については第二百二十条第一項第六号、同条第三項(警音器の使用等)
- 第五十四条** 車両等(自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。)の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならぬ。
- 一 左右の見とおしのきかない道路についてのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
- 二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間ににおける左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。
- 三 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならぬこととされている場合を除き、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。
- (罰則) 第一項については第二百三十一条第一項第六号、同条第三項第二項については第二百十七条の二第二項第八号、同条第四号、第二百十七条の二の二第二項第八号ト、第二百二十一一条第一項第九号)
- 第十一節 乗車、積載及び牽引(乗車又は積載の方法)**
- 第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。當該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。
- 2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用

- 3 を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるよう乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。
- (罰則) 第一項及び第二項については第二百二十条第一号、第二百二十三条规定する場合は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。
- 第五十六条** 車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長(以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。)が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認め、積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所を運転することができる。
- 2 貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めて人員を限つて許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該許可に係る人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。
- (乗車又は積載の制限等)
- 第五十七条** 車両(軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法(以下この条において「積載重量等」という。)の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合は、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
- (罰則) 第一百十九条第一項第八号)

- 第五十八条** 警察官は、第五十七条第一項の積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証(道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。第六十三条第一項において同じ。)その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の積載物の重量を測定することができる。
- (罰則) 第五百八条第一項及び第二項については第二百二十一一条第二項第二号、第二百二十三条规定する場合は、当該車両の運転者に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示する。
- 第五十九条** 前条第一項又は第二項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することとその他の車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。
- (過積載車両の運転の要求等の禁止)
- 第五十八条の三** 警察官は、過積載(車両に積載をする積載物の重量が第五十七条第一項の制限に係る重量(同条第三項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量)を超える場合における当該積載をいう。以下同じ。)をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

- 2 警察官は、前項の規定による命令によつて車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。この場合において、当該車両の運転者に係る過積載の程度及び道路又は交通の状況を勘案して当該車両を警官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認められるときは、当該車両の運転者に対し、第五十七条第一項の規定にかかるわらず、車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するための必要な措置その他の事項であつて警官が指示したものとを遵守して当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、警官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。
- (制限外許可証の交付等)
- 第五十八条** 出発地警察署長は、第五十六条又は前条第三項の規定による許可(以下この条において「制限外許可」という。)をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 2 前項の規定により許可の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯していなければならぬ。
- 3 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者に係る車両の運転中、当該許可証を交付しなければならない。
- 4 第二項の通行指示書の様式その他同項の通行指示書に關し必要な事項は、内閣府令で定めることとする。
- (罰則) 第二項については第二百二十一一条第二項第二号、第二百二十三条规定する場合は、当該車両の運転者に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示する。
- 第五十九条** 前条第一項及び第二項については第二百十九条第一項第九号)
- 第五十八条の四** 前条第一項又は第二項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することとその他の車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。
- (過積載車両の運転の要求等の禁止)
- 第五十八条の五** 第七十五条第一項に規定する使用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。
- 二 車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となるとの情を知りながら、第五十七



一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めで当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児そ他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通安全の状況に照らして当該普通自転車の通行の完全を確保するため当該普通自転車が歩道を行行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないとときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則 第二項については第一百二十二条第一項第八号）

（普通自転車の並進）

**第六十三条の五** 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（自転車の横断の方法）

**第六十三条の六** 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

（交差点における自転車の通行方法）

**第六十三条の七** 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合においては、当該交差点又はその付近に自転車横断帯が

あるときは、第十七条第四項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の二の規定にかかるわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。  
(自転車の通行方法の指示)

**第六十三条の八** 警察官等は、第六十三条の六若しくは前条第一項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第二項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道でにより通行させるべきことを指示することができる。

(罰則 第百二十一一条第一項第七号)  
(自転車の制動装置等)

**第六十三条の九** 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間(第五十二条第一項後段の場合を含む)、内閣府令で定める基準に適合する反射器具を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

(罰則 第一項については第一百二十条第一項第七号、同条第三項)  
(自転車の検査等)

**第六十三条の十** 警察官は、前条第一項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止しその他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じまた、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められると自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。  
(罰則 第一項については第一百二十条第一項第八号 第二項については第一百二十条第一項第九号)

**第六十三条の十一** 自転車の運転者は、乗用車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。  
自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させることは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。  
**第四章 車両等の運転者及び使用者の義務**

### 第一節 運転者の義務

**(無免許運転等の禁止)**

**第六十四条** 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで、(第九条第五項、第百三十三条第一項若しくは第四項)  
第百三十三条の二第一項、第一百四十四条の二の三第一項  
若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三十三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならない。  
何人も、前項の規定に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならない。

**3** 何人も、自動車(道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において同じ。)又は一般原動機付自転車の運転者が第八十四条各項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと(第九十条第五項、第百三十三条の二第一項、第一百四十四条の二の三第一項若しくは第四項、第百三十三条の二第一項、第一百四十四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三十三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されることを含む。)を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は一般原動機付自転車を運転して自己を運転することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は一般原動機付自転車に同乗してはならない。(罰則) 第一項については第百十七条の二の二第一項第一号、第二項についても第百十七条の二の二第一項第一号、第三項については第百十七条の二の二第一号

<p><b>第六十四条の二</b> 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車の運転等の禁止</p> <p>(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止)</p>
<p><b>第六十五条</b> 何人も、酒気を帶びて車両等を運転してはならない。</p> <p><b>罰則</b> 第一項については第百十八条第一項第二号 第二項については第百十八条第一項第三号 (酒気帶び運転等の禁止)</p>
<p><b>第六十六条</b> 何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病氣、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。</p> <p><b>罰則</b> 第百十七条の二第一項第三号、第百十七条の二第一項第七号</p> <p>(過労運転等の禁止)</p>
<p><b>第六十六条の二</b> 車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれ</p>







自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めることにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ぜることができる。

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対する業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を準備しなければならない。

8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

9 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第一百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

(罰則) 第一項、第四項、第六項及び第八項については第一百九条の二、第一百二十三条第五項については第一百二十条第二項第三号、第一百二十三条（自動車の使用者の義務等）

第七十五条 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」といふ。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらを行ふことを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者（第七百七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができる者とされている者を含む。以下この項において同じ。）でなければ運転することができないことをとされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者（第九十条第五項、第一百三条第一項若しくは第四項、第一百三条の二第二項、第一百四条の二の三第三項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三十三条第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。）が運転すること。

二 第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して準中型自動車若しくは普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第九項の規定に違反して大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転し、又は同条第十項の規定に違反して普通自動二輪車を運転すること。

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

七 自動車を離れて直ちに運転することができる状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二项、第四十七条第二項若しくは第三项、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使

用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対する命令をして、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させなければならない旨を命ずることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による命令をして、その期日の一週間前までに、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の使用者又は貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならぬ。

4 公安委員会は、第一項の規定による命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

6 第四項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

7 第四項の聴聞の主宰者は、必要があると認めることは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聽くことができる。

8 第四項の聴聞の主宰者は、必要があると認めたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に對し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

9 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に對し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

10 前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動車を買ひ受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取  
り除かなければならぬ。







り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

この法律の規定に基づく処分に違反したとき。  
二 特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと

(特定自動運行の許可の取消し等の報告)

### 第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

## 第五章 道路の使用等

### 第一節 道路における禁止行為等

#### (禁止行為)

第二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

いため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができるときには、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならぬ。い。

3 警察署長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条及び第八十二条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより政令で定める事項を公示し、その他政令で定める必要な措置を講じなければならない。

4 警察署長は、第二項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 却つき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

7 第二項から第四項までに規定する工作物等の除去、移転、改修、保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とする。

8 警察署長は、前項の規定により占有者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。

9 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五バーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

手数料（以下この条において「負担金等」といふ。）を納付しないときは、警察署長は、地方税の滞納処分の例により、負担金等を徴収することができる。この場合における負担金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

11 納付され、又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の收入とする。

12 第三項に規定する公示の日から起算して六ヶ月を経過してもなお第二項の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

（罰則） 第一項については第百十九条第二項第九号、第一百二十三条

（転落積載物等に対する措置）

第八十一条の二 警察署長は、道路上に転落し、又は飛散した車両等の積載物（以下この条及び第八十三条において「転落積載物等」という。）が道路上における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者（次項において「転落積載物等の占有者等」という。）に對し、当該転落積載物等の除去その他当該転落積載物等について道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、当該転落積載物等の占め、これらの者に対し、同項の規定による措置を探ることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置を探ることができる。

この場合において、転落積載物等を除去したときは、警察署長は、当該転落積載物等を保管しなければならない。

3 前条第三項から第十二項までの規定は、前項の規定による措置に係る転落積載物等について準用する。

（罰則） 第一項については第百十九条第二項第九号、第一百二十三条

（沿道の工作物等の危険防止措置）

第八十二条 警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、

2 前項の場合において、当該工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの方に對し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら當該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 第八十二条第三項から第十二項までの規定は、前項後段の規定による保管について準用する。

(罰則) 第一項については第一百十九条第二項第九号(第一百二十三条)

(工作物等に対する応急措置)

**第八十三条** 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等又は転落積載物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要するると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該工作物等又は転落積載物等の除去、移転その他応急の措置を採ることができる。

2 前項に規定する措置を採つた場合において、工作物等又は転落積載物等を除去したときは、警察官は、当該工作物等又は転落積載物等を当該工作物等が設置されていた場所又は当該転落積載物等が在つた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該工作物等又は転落積載物等を保管しなければならない。

3 第八十二条第三項から第十二項までの規定は、前項の規定による保管について準用する。

**第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許**

(運転免許) 第一節 通則

**第八十四条** 自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならぬ。

2 免許は、第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)、第二種運転免許(以下「第二種免

許の種類  
第一種免運転することができる自動車等の種類  
許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通免許	普通自動車及び一般原動機付自転車
大型特殊免許	大型二輪普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
免許	大型二輪普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
免許	普通二輪小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
免許	牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のか、牽引免許を受けなければならぬ。
4	牽引免許を受けた者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これららの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。
5	大型免許を受けた者で、二十歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかるわらず、政令で定める大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。
6	中型免許を受けた者（大型免許を現に受けている者を除く。）で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかるわらず、政令で定める中型自動車又は準中型自動車を運転することはでき

7  
一 二十一歳に満たない者又は大型免許、準中型免許、中型免許を現に受けている者を除く。)で、次の各号に掲げるものは、第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める自動車を運転することはできない。

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年に達しない者 政令で定める準中型自動車

三 大型免許を受けた者(準中型免許を現に受けている者を除く。)で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されかを受けた期間を除く。)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。

四 大型二輪免許を受けた者(大型二輪免許を現に受けている者を除く。)で、大型二輪免許又は普通二輪免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていていた期間を除く。)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転することはできない。

五 普通二輪免許を受けた者(大型二輪免許を現に受けている者を除く。)で、大型二輪免許又は普通二輪免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていていた期間を除く。)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動二輪車を運転することはできない。

六 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被牽引車が旅客自動車運送事業の用に供される自動車(以下「旅客自動車」という。)又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車(以下「旅客用車両」といふ。)であるときは、第二項及び第四項の規定

<p><b>12</b> 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けた者は、第二項の規定にかかるわらず、自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する代行運転自動車（普通自動車に限る。以下「代行運転普通自動車」という。）を運転して当該牽引自動車を運転することはできない。</p>									
<p><b>(罰則)</b> 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第五号)</p>									
<p><b>(第二種免許)</b></p>									
<p><b>第八十六条</b> 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならぬ。</p>									
<p><b>2</b> <b>自動車の種類</b></p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">大型自動車</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">中型自動車及び準中型自動車</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">小型自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">普通自動車</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">大型特殊自動車</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">普通第二種免許</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">大型特殊第二種免許</td> </tr> </tbody> </table>	大型自動車	中型自動車及び準中型自動車	小型自動車	普通自動車	大型特殊自動車	普通第二種免許			大型特殊第二種免許
大型自動車	中型自動車及び準中型自動車	小型自動車							
普通自動車	大型特殊自動車	普通第二種免許							
		大型特殊第二種免許							
<p>前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を運転すること（大型第二種免許を受けた者には、つては旅客自動車である中型自動車・準中型自動車又は普通自動車を、中型第二種免許を受けた者には、当該目的で運転することを含む。）ができる。</p>									
<p><b>3</b> <b>牽引自動車</b>によつて旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、牽引第二種免許を受けなければならない。</p>									
<p><b>4</b> <b>牽引第二種免許</b>を受けた者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通免許、二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて旅客用車両を旅</p>									

客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができるほか、これらの免許によって運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

5 代行運転普通自動車を運転しようとする者は、普通第二種免許を受けなければならない。

6 大型第二種免許又は中型第二種免許を受けた者は、第二項に規定するもののほか、代行運転普通自動車を運転することができる。

(仮免許)

第八十七条 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を当該自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため又は第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験若しくは第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定(次項において「試験等」という。)において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大型自動車であるときは大型仮免許を、中型自動車であるときは中型仮免許を、準中型自動車であるときは準中型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならぬ。

2 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車を、準中型仮免許を受けた者は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができます。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者(免許の効力が停止されている者を除く。)が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者(免許の効力が停止されている者及び二十一歳に満たない者を除く。)その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、内閣府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令



五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるものを作した者

第一項ただし書の規定は、同項第四号に該当する者が第一百二条の二（第一百七条の四の二）において準用する場合を含む。第一百八条の二第一項及び第一百八条の三の二において同じ。)の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第一百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、適用しない。

4 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を拒否し、若しくは保留しようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対するとき、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

5 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が該当免許を受ける前に第一項第四号から第六号までのいずれかに該当していいたことが判明したときは、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

6 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が該当免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その者の免許を取り消すことができる。

7 第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれ準用する。この場合において、第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項第四号」と、「同項第四号」とあるのは「第一項第四号」と、第四項中「第一項ただし書」とあるのは「次項」と、「第二項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

8 公安委員会は、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ぜることができる。

9 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の拒否（同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。）をし、又は第五項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

10 公安委員会は、第二項の規定により免許の拒否をし、又は第六項の規定により免許を取り消されたときは、政令で定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

11 第五項の規定により免許を取り消され、若しくは免許の効力の停止を受けた時又は第六項の規定により免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分した旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

12 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の保留（同項第四号から第六号までのいずれかに該当することを理由とするものに限る。）をされ、又は第五項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第八十八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができる。

13 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するときは、同項本文の規定にかかるらず、政令で定める基準に従い、仮免許を与えないことができる。

14 第四項の規定は、前項の規定により仮免許を拒否しようとする場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項ただし書」とあるのは、「第十三項」と読み替えるものとする。

(大型免許等を受けようとする者の義務)

**第九十条の二** 次の各号に掲げる種類の免許を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

一 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許 第百八条の二第一項第四号及び第八号に掲げる講習

二 大型二輪免許又は普通一輪免許 第八百八十二条の二第一項第五号及び第八号に掲げる講習

四 第大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許 第八百八十二条の二第一項第六号に掲げる講習

三 原付免許 第八百八十二条の二第一項第六号に掲げる講習

四 第二種免許 第八百八十二条の二第一項第七号及び第八号に掲げる講習

2 公安委員会は、前項各号に掲げる種類の免許に係る運転免許試験に合格した者（同項ただし書の政令で定める者を除く。）がそれぞれ同項各号に定める講習を受けていないときは、その者に対し、免許を与えないことができる。

（免許の条件）

**第九十一条** 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要な限りにおいて、免許に係る運転免許試験に合格した者（同項ただし書の政令で定める者を除く。）がそれぞれ同項各号に定める講習を受けていないときは、その者に対し、免許を与えないことができる。

（罰則） 第八百十九条第一項第二十号

（申請による免許の条件の付与等）

**第九十二条** 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して、免許に係る者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減するに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該申請に付せられた条件を変更することができる。

4 前三项に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則） 第二項については第八百十九条第一項第二十号）

（免許証の交付）

**第九十二条** 免許は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付して行なう。この場合に

日から起算して三年を経過しない者に限り、同百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日(4において同じ)までに継続して免許(仮免許を除く。4において同じ。)を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの3一般運転者 優良運転者又は違反運転者以外の者

4 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

5 満了日等 第一百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の前日の者との誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五十三条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効

力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過する前に次の免許を受けた者に限る。)に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五 第百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号まで)のいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年のにおける誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3 第百四十四条の四第三項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、同条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされたいた日が経過するまでの期間とする。

4 第七百七条第二項の規定により交付された免許証(前項に規定するものを除く。)の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされたいた日が経過するまでの期間とする。

5 前三项に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項(次条の規定による記録が行われる場合にあつては内閣府令で定めるものを除く。)を記載するものとする。

一 免許証の番号

二 免許の年月日並びに免許証の交付年月日及び有効期間の末日

三 免許の種類

五 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

2 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条又は第九十二条の二に規定する優良運転者（第一百一条第三項及び第一百一条の二の二）第一項において単に「優良運転者」という。）である場合にあつては、その旨

3 前二項に規定するものほか、免許証の様式、免許証に表示すべきものの他免許証について必要な事項は、内閣府令で定める。

（免許証の電磁的方法による記録）

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法（電子的方法、磁気の方法その他の人への知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することができる。（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条 免許を受けた者は、第九十三条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合については、同条の規定による記録）を受けなければならない。

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

3 第一項の規定による届出の手続及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手続は、内閣府令で定める。





の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

4 公安委員会は、前項の指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、自動車安全運転センターに対し、当該指導又は助言による自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習を行う職員に対する研修その他当該職員の資質の向上を図るために措置について、必要な配慮を加えるよう求めることができる。

5 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、第三項の指導又は助言をするため必要な限度において、第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定自動車教習所の指定)

第六十九条 公安委員会は、前条第一項の規定による届出をした自動車教習所のうち、一定の種類の免許(政令で定めるものに限る。)を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うものであつて当該免許に係る教習について職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該自動車教習所を管理する者が置かれていること。

二 次条第四項の技能検定員資格者証の交付を受けており、同条第一項の規定により技能検定員として選任されることとなる職員が置かれていること。

三 第六十九条の三第四項の教習指導員資格者証の交付を受け、又は修了証明書の発行に係る教習指導員として選任されることとなる職員が置かれていること。

四 自動車の運転に関する技能及び知識の教習並びに技能検定(自動車の運転に関する技能についての検定で、内閣府令で定めるところにより行われるもの)をうながすための設備が政令で定める基準に適合していること。

五 当該自動車教習所の運営が政令で定める基準に適合していること。

六 公安委員会は、前項の申請に係る自動車教習所が第百条の規定により指定を取り消され、そ

の取消しの日から三年を経過しないものであるときは、同項の規定による指定をしてはならない。

(技能検定員)

第六十九条の二 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

二 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができない。

三 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に對し、技能検定員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関する技能及び知識に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関するイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有する者

イイ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関する技能及び知識を有する者

ロロ 過去三年以内に第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ハハ 第百一十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなくなつた日から起算して三年を経過していない者

イイ 第百一十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ロロ 次項第一号又は第二号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハハ 次項において準用する前条第五項第一号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

五 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、(国家公安委員会規則で定めるとところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる)。

一 前項第二号ロからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により技能検定員資格者証の交付を受けたとき。

三 技能検定員の業務に關し不正な行為をし、その情状が技能検定員として不適当であると認められるとき。

四 前二項に定めるもののほか、第四項の技能検定員資格者証に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

五 公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第百八条の二第一項第九号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

(技能検定)

第六十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

二 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けない者は、教習指導員となることができない。

三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせとはならない。

四 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ロロ 第百一十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

イイ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識を有する者

ロロ 次項第一号又は第二号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハハ 次項において準用する前条第五項第一号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十一歳未満の者

ロロ 次項において準用する前条第五項第一号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十一歳未満の者

ロロ 次項において準用する前条第五項第一号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十一歳未満の者

ロロ 次項において準用する前条第五項第一号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者

一 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二 同条第五項第三号に掲げる者は、(職員に対する講習)

三 指定自動車教習所を管理する者は、(職員に対する講習)

四 指定自動車教習所を管理する者は、(職員に対する講習)

五 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

六 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

七 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

八 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

九 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十一 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十二 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十三 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十四 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十五 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十六 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十七 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十八 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

十九 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十一 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十二 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十三 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十四 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十五 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十六 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十七 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十八 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

二十九 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十一 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十二 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十三 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十四 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十五 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十六 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十七 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十八 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

三十九 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。



第五項の規定による適性検査を行つた場合は、当該書面の内容及び当該適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならない。

前各項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

**(罰則)** 第一項については第一百七条の四第一項（免許証の更新の特例）

（第三号） 第一項については第一百七条の四第一項（免許証の更新の特例）

**第一百条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票を提出しなければならない。前項に規定する公安委員会は、同項後段の規定により特例更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が第一百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。**

第一項の規定による申請があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

**(罰則)** 第一項については第一百七条の四第一項（更新の申請の特例）

**第一百条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの（第一百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を該当することとなる旨を記載した書面の送付を）**

受けた者に限る。）は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下この条及び次条において「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

前項の規定により更新申請書を受理した経由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

**(免許証の更新の特例)**

（第三号） 第一項については第一百七条の四第一項（免許証の更新の特例）

**第一百条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票を提出しなければならない。前項に規定する公安委員会は、同項後段の規定により特例更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が第一百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。**

第一項の規定による申請があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

**(罰則)** 第一項については第一百七条の四第一項（更新の申請の特例）

**第一百条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの（第一百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を）**

受けた者に限る。）は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下この条及び次条において「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

前項の規定により更新申請書を受理した経由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

**(免許証の更新の特例)**

（第三号） 第一項については第一百七条の四第一項（免許証の更新の特例）

**第一百条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票を提出しなければならない。前項に規定する公安委員会は、同項後段の規定により特例更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が第一百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。**

第一項の規定による申請があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

**(罰則)** 第一項については第一百七条の四第一項（更新の申請の特例）

**第一百条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの（第一百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を）**

受けた者に限る。）は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下この条及び次条において「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

前項の規定により更新申請書を受理した経由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

**(免許証の更新の特例)**

（第三号） 第一項については第一百七条の四第一項（免許証の更新の特例）

**第一百条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票を提出しなければならない。前項に規定する公安委員会は、同項後段の規定により特例更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が第一百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。**

第一項の規定による申請があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

**(罰則)** 第一項については第一百七条の四第一項（更新の申請の特例）

**第一百条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの（第一百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を）**







免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第二百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第一百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けない」と認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第二百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第一百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第一百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。第四項の規定は、前項において準用する第二百三十四条の二（第五項を除く。）の規定は、三条第四項の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

6 第四百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第八百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第二百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。）の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第一百四条第三項の規定は、準用しない。

7 第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

8 第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する百三十三条第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

9 公安委員会がその者の所在が不明であることその他の理由により前項の規定による書面の交付をすることができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の所在を知つたときは、警察官は、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して当該書面の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

10 警察官は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。

11 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公

安委員会（その者に対する第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会との者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に關し必要な事項は、内閣府令で定める。  
(申請による取消し)

**第四百四条の四** 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者は、第八十九条第一項及び第九十条の二第一項の規定にかかわらず、併せて、当該免許が取り消された場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令で定める種類のものに限る。）を受けたい旨の申出をすることができるのである。

前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第百七条第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。



国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができる」ととされていて、自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務 第百七条の三 国際運転免許証等を所持

は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る国際運送免許証等を携帯して、なければ

は係る国際連転免許證等を換帯していくにければならない。第九十五条第二項の規定は、この場

(罰則) 前段については第一百二十二条第一項第十  
合について準用する。

二号、同条第三項 後段については第一百二十条第一項第十号

（第十一号）

（徵收）

証等を所持する者が当該国際運転免許証等に係る発給の条件を満たしていらばどうぞ之調査

る発総の条件を満たしているかどうかを調査するため必要があると認めるとき（その者が第百

三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいづれかに該当するかどうかを調査するため必要

があると認めるときに限る。)は、内閣府令で定められた二三の二通り、その旨二付、必要な取

定めると、これにより、その者に效し、必要な報告を求める事ができる。

(罰則 第百十七条の四第一項第三号)  
(臨時適性検査)

**第一百七条の四** 公安委員会は、国際運転免許証等の交付する者について、当該国際運転免許証等を発行する

を所持する者について、当該国際通航免許証等に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う

理由があるとき（その者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当すること）

（たゞ第三十回、のし、おとし、は、臨  
なつたと疑う理由があるとき有限る。）は、臨

時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、前条の規定による報告

の内容その他の事情を考慮するとともに、あらかじめ、歯生検査を行う期日、場所その他必要

本件は、追憶権を行使する期日、場所等の付帯事項をその者に通知しなければならない。

2 前項後段の規定による通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性を知された期日に通知された場所に出頭して適性を

3 檜検査を受けなければならない。  
　　公安委員会は、道路における危険を防止し、  
　　その他交通の安全を図るために必要があると認め

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則) 第三項については第百十九条第一項第二号

(軽微違反行為をした者の受講義務)

第一百七条の四の一 第百二条の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が軽微違反行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた場合について準用する。

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内に期間を定めてその者に對し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が前条において準用する第二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 國際運転免許証等の発給の条件が満たされなくなつたことが明らかになつたとき(その者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたとき)。

二 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反したとき(次項各号のいずれかに該当する場合を除く)。

国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

三、自動車等の運転に関する規定は、第一項又は第二項の違反行為をしたとき。  
四、自動車等の運転に関する規定は、第一項又は第二項の違反行為をしたとき。  
第五項において準用する同条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者について準用する。この場合において、同条第十項中「その者の免許の効力の停止の期間」とあるのは、「その者の自動車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

四 第百四条の規定は公安委員会が第一項第二号又は第二項各号に該当してこれらの規定により自動車等の運転を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。以下この項において同じ。）以上禁止しようとする場合及び第九項において準用する第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の処分移送通知書（第一項第二号及び第二項各号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について、第一百四条の二の規定は公安委員会が第一項第一号に該当して同項の規定により自動車等の運転を九十日以上禁止しようとする場合及び第九項において準用する第百三条第三項の処分移送通知書（第一項第一号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について準用する。この場合において、第一百四条第四項中「第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止（同条第二項第五号に係るものに限る。）をする」とあるのは、「第百七条の五第一項若しくは第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号及び第二項各号に係るものに限る。）をする」と、第一百四条の二第二項中「前項の聽聞又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項各号（第五号を除く。）

5 に係るものに限る。)若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第五号に係るものに限る。)に係る聴聞とあるのは「前項の聴聞」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三十条の二第四項若しくは第五項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分の期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い段階においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7 第一項若しくは第二項の規定により、若しくは第九項において準用する第一百三十条第四項の規定により、又は第十項において準用する第一百三十条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分の期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

8 公安委員会は、第一項若しくは第二項の規定により、若しくは次項において準用する第一百三十条第四項の規定により自動車等の運転を禁止する場合において、同条第四項中「第一項各号に該当する者は、同項第五号に該当する場合(同項第五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者で、運転免許証等に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

9 第百三十条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。)の場合において、同条第四項中「第一項各号に該当する者は、同項第五号に該当する場合(同項第五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者で、免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内に

おいて期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁

止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁

止通知書」と、同条第五項中「前条第三項」とあるのは「第百七条の五第九項において準用する前条第三項」と、同条第六項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」と、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三十三条第四項の規定」とあるのは「自動車等の運転の禁止」の場合は、当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第百四条の三中「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合」又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第百

(罰則) 第五項、第七項及び第十項について第百七条の四第一項後段の規定による通知をしたとき、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(国外運転免許証の交付)

**第百七条の七** 免許（小型特殊免許、原付免許及びバイク免許を除く。）を現に受けている者（第九条第五項、第一百三条第一項若しくは第四項、第一百三条の二第一項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第一百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。）は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができるところとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの（以下「国外運転免許証」という。）の交付を受けることができる。

2 国外運転免許証の交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者が外国に渡航するものであることを証する書面を添えて、内閣府令で定める様式の交付申請書を提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の申請があつたときは、前項に規定するもののほか、国外運転免許証の様式その他国外運転免許証の交付について必要な事項は、内閣府令で定める（国外運転免許証の有効期間）

4 第百七条の八 国外運転免許証の有効期間は、当該国外運転免許証の発給の日から起算して一年とする。

する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

（国外運転免許証の失効）

**第一百七十三条の九** 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許に係る免許が失効し、又は取り消されたときは、その効力を失う。

2 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許が停止されたときは、当該停止の期間、その効力が停止されるものとする。  
（国外運転免許証の返納等）

**第一百七十四条** 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の有効期間が満了し、又は当該国外運転免許証が失効したとき（当該国外運転免許証の有効期間が満了した時又は当該国外運転免許証が失効した時に本邦外の地域にある者については、本邦に帰国したとき。）は、すみやかに、当該国外運転免許証をその住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

2 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の効力が停止されたとき（当該国外運転免許証の効力が停止された時に本邦外の地域にあり、かつ、当該国外運転免許証の効力の停止の期間中に本邦に帰国した者については、帰国したとき。）は、すみやかに、当該国外運転免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定により国外運転免許証の提出を受けた公安委員会は、当該国外運転免許証の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国外運転免許証を返還しなければならない。

（罰則） 第一項及び第二項については第一百二十一條第一項第十号）

**第八節 免許関係事務の委託**

（免許関係事務の委託）

**第一百八条** 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に係る事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により免許関係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、当該委託に係る免許関係事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則） 第一項については第一百一十七条の四第一項

(国外運転免許証の失効)  
**第一百七条の九** 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許証に係る免許が失効し、又は取り消されたときは、その効力を失う。

2 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許の効力が停止されたときは、当該停止の期間、その効力が停止されるものとする。  
(国外運転免許証の返納等)

**第一百七条の十** 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の有効期間が満了し、又は当該国外運転免許証が失効したとき(当該国外運転免許証の有効期間が満了した時又は当該国外運転免許証が失効した時に本邦外の地域にある者については、本邦に帰国したとき。)は、すみやかに、当該国外運転免許証をその住所地を管轄する公安全員会に返納しなければならない。

2 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の効力が停止されたとき(当該国外運転免許証の効力が停止された時に本邦外の地域にあり、かつ、当該国外運転免許証の効力の停止の期間中に本邦に帰国した者については、帰国したとき。)は、すみやかに、当該国外運転免許証をその者の住所地を管轄する公安全員会に提出しなければならない。

3 前項の規定により国外運転免許証の提出を受けた公安全員会は、当該国外運転免許証の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国外運転免許証を返還しなければならない。

(講習) 第六章の二 講習

第一百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 安全運転管理者等に対する講習

二 取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習

三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第五項若しくは第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する第一百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第一百三号第一項第一号から第四号まで又は第一百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者及び第二百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかった者を除く。）に対する講習

四 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

五 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

六 原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

八 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型三輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）に関する講習

九 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習

十一 免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者、第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は第一百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に、加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習

十三 免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で輕微違反行為をし、当該行為が停止された者を除く。)に対する特例取得免許による自動車の運転に関する講習

十四 基準該當若年運転者免許の効力が停止されている者を除く。)に対する特例取得免許による自動車の運転に関する講習

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通事故の危険を防止するための講習

十六 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

一 公安委員会は、前項各号に掲げるものほか、車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るため車両の運転者に対する講習を行うように努めなければならない。

二 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(初心運転者講習の手続)

三百八十三条 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該當初心運転者に対し、その者が第一百条の二第一項に規定する行為をして、当該行為が同項本文の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、前項第一項第十一号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)を受けることができる旨を書面で通知するものとする。

二 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存するものとする。

（軽微違反行為をした者に対する講習の手続）

る期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでの間に限り、初心運転者講習を受けることができる。

(若年運転者講習の手続)  
第一百八条の三の三 公安委員会は、内閣府令で定

で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第八百条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項より行う。

の規定による指定を受けることができない。

二 第百八条の十一第一項又は第二項の規定に  
定自動車教習所として指定された者以外の者

より指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

### 三 自動車等の運転に関する法律第

二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その

執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しな

たくなつた日から起算して二年を経過した  
い者

四 法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

4 公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わない

（運転適性指導員等）

**第一百八条の五** 取消処分者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、



（報告及び検査  
第一百八条の二十一）

(報告及び検査)  
**第一百八条の二十一** 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関する必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に関する必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(監督命令)

**第一百八条の二十二** 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析センターに対し、その事業に関する監督上必要な命令をすることができる。(指定の取消し等)

**第一百八条の二十三** 国家公安委員会は、分析センターがこの章の規定に違反したとき、又は第百八条の十七第二項、第一百八条の十九若しくは前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。(分析センターの運営に対する配慮)

**第一百八条の二十四** 警察庁及び都道府県警察は、分析センターに対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。(国家公安委員会規則への委任)

**第一百八条の二十五** 第一百八条の十三から前条までに規定するもののほか、分析センターに関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

**第六章の四** 交通の安全と円滑に資するため民間の組織活動等の促進(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

**第一百八条の二十六** 公安委員会は、道路における交通安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるもののが促進を図るために、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

二 一 道路を通行する者に対する交通安全教育  
二 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の  
通行の安全を確保するための活動  
三 一 適正な交通の方法又は交通事故防止につい  
ての広報活動その他道路における交通事故  
と円滑に資するための広報活動  
四 一 道路における適正な車両の駐車又は道路の  
使用についての啓発活動、特定小型原動機付  
自転車又は自転車の適正な通行についての啓  
発活動その他道路における交通の安全と円滑  
に資するための啓発活動  
五 一 前各号に掲げるもののほか、道路における  
交通の安全と円滑に資するための活動  
二 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全  
対策（公安委員会が行うものを除く。）的確  
かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共  
団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域  
における交通事故の発生の状況に関する情報の  
提供、職員の研修に係る協力その他必要な措置  
を講ずるものとする。  
(公安部員会による交通安全教育)  
**第一百八条の二十八** 国家公安委員会は、道路を通  
行する者に対する交通安全教育を行う者（公安  
委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全  
教育を行なうことができるようにして、及び公安委  
員会が行なう前条の交通安全教育の基準とするた  
め、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育  
に関する指針（以下「交通安全教育指針」とい  
う。）を作成し、これを公表するものとする。  
一 自動車及び原動機付自転車の安全な運転に  
必要な技能及び知識その他の適正な交通の方  
法に関する技能及び知識を習得する機会を提  
供するための交通安全教育の内容及び方法  
二 交通事故防止に関する知識を習得する機会  
を提供するための交通安全教育の内容及び  
方法  
三 前二号に掲げるもののほか、道路を通行す  
る者に対する交通安全教育を効果的かつ適切  
に行なうために必要な事項

な交通の方法及び交通事故防止に関する技能及び知識を自主的に習得する意欲を高めるとともに、その年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあつてはその業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

4 国家公安委員会は、第一項の規定により交通安全教育指針を作成しようとする場合には、関係行政機関の長と緊密な協力を図るよう努めなければならない。

5 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一 法令で定める道路の交通の方法

二 道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車及び原動機付自転車の運転に必要な知識

(地域交通安全活動推進委員)

第六百八条の二十九 公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

5 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育

二 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

三 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

四 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五 前各号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

4 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする。

3 前項第一号の交通安全普及教育は、交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

2 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

3 地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

4 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

5 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

6 前各項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(地域交通安全活動推進委員協議会)

第一百八条の三十 地域交通安全活動推進委員は、公安委員会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員協議会を組織するものとする。

2 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員が前条第二項の活動を行う場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行ふことその他地域交通安全活動推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項で国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員の活動に関し必要と認める意見を、公安委員会及び当該地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。

4 前三项に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員協議会に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県交通安全活動推進センター)

第一百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」といふ。）として指定することができます。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行ふものとする。
一 適正な交通の方法、交通事故防止その他の道路における交通の安全に関する事項について広報活動を行うこと。
二 適正な交通の方法、交通事故防止その他の道路における交通の安全についての啓発活動を行ふこと。
三 交通事故に関する相談に応ずること。
四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応すること。
五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと。（第一号に該当するものを除く。）
六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと（第二号に該当するものを除く。）
七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。
八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること。（前号の許可に係るものと同様のものを除く。）
九 運転適性指導（道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業、貨物利用運送事業又は物の輸送の状況について調査するこ
十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。
十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。
十二 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を行ふこと。
十三 前各号の事業に附帯する事業
十四 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
十五 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

1 都道府県センターは、第二項各号に掲げる業務の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
2 都道府県センターは、第二項各号に掲げる業務の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
3 第百八条の三十二 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。
4 第百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し、その運転技能を向上させるために、道路交通に関する知識を深めさせための教育（以下「運転免許取得者等教育」といいう。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。
5 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであることを。
6 第百八条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し、その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

1 道路を通行する者に対する交通安全教育を行ふ者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるもの）の実施を漏らしてはならない。
2 公安委員会は、前項の認定をしたときは、国家安全委員会規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
3 第九十八条第三項から第五項までの規定は、運転免許取得者等教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。
4 第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行ふ者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとす
5 第百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し、その運転技能を向上させるために、道路交通に関する知識を深めさせための教育（以下「運転免許取得者等教育」といいう。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。
6 第百八条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し、その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

1 第百八条の二第一項第一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準
2 公安委員会は、前項の認定を受けたときは、国家安全委員会規則で定める基準
3 公安委員会は、前項の認定を受けたときは、国家安全委員会規則で定める基準
4 第百八条の二第一項第一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準
5 第百八条の二第一項第一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準





項第一号に係るものに限る。) 及び第一百七条の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第一百七条の五第二項に係るものに限る。) については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(審査請求の制限)

**第一百十三条の三** この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、審査請求をすることができない。

(警察庁長官への権限の委任)

**第一百十三条の四** この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務(第一百十条第一項の規定による指定に係るもの)を除く。)は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

(方面公安委員会への権限の委任)

**第一百十四条** この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

(方面公安委員会への権限の委任)

**第一百十四条の二** 公安委員会は、免許の保留及び免許の効力の停止に関する事務(これらの处分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取に関する事務を含む。)並びに仮免許を与えること及び仮免許の取消しに関する事務を警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に行なわせることができる。

**第一百十四条の三** この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、公安委員会の定めるところにより、当該高速自動車国道等における交通警察を方面本部長に行なわせることができる。

**第一百十四条の四** 都道府県警察に、歩行者又は自動車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、交通巡視員を置く。

(交通巡視員)

**第二章 交通巡視員**

2 交通巡視員は、前項に規定する事務のほか、自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定による自動車の保管場所の確保の励行に関する事務を行うものとする。

3 交通巡視員は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十五条第一項に規定する職員(警察官を除く。)で政令で定める要件を備えるもののうちから、警察本部長が命ずる。

4 都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、交通巡視員に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

**第一百十四条の五** 公安委員会は、自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊又は武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第二条第六号に規定する特定合衆国軍隊(以下「自衛隊等」という。)による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第一百五十五条第一項の規定の例により、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路上における通行を禁止し、又は制限することができる。

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)

**第一百十四条の六** この法律の規定に基づき政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(経過措置)

**第一百十七条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

1 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができるないおそれがある状態をいう。以下同じ。)にあつたもの

2 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔った状態で当該車両等を運転した場合に限る。)

3 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。)

4 次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

5 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

6 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

7 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

8 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

9 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反して、前項第五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

10 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反して、前項第六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

11 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八号の規定に違反して、前項第七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

12 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九号の規定に違反して、前項第八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

13 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十号の規定に違反して、前項第九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

14 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十一号の規定に違反して、前項第十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

15 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十二号の規定に違反して、前項第十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

16 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十三号の規定に違反して、前項第十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

17 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十四号の規定に違反して、前項第十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

18 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十五号の規定に違反して、前項第十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

19 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十六号の規定に違反して、前項第十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

20 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十七号の規定に違反して、前項第十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

21 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十八号の規定に違反して、前項第十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

22 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第十九号の規定に違反して、前項第十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

23 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十号の規定に違反して、前項第十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

24 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十一号の規定に違反して、前項第二十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

25 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十二号の規定に違反して、前項第二十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

26 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十三号の規定に違反して、前項第二十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

27 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十四号の規定に違反して、前項第二十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

28 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十五号の規定に違反して、前項第二十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

29 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十六号の規定に違反して、前項第二十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

30 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十七号の規定に違反して、前項第二十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

31 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十八号の規定に違反して、前項第二十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

32 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二十九号の規定に違反して、前項第二十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

33 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十号の規定に違反して、前項第二十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

34 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十一号の規定に違反して、前項第三十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

35 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十二号の規定に違反して、前項第三十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

36 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十三号の規定に違反して、前項第三十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

37 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十四号の規定に違反して、前項第三十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

38 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十五号の規定に違反して、前項第三十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

39 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十六号の規定に違反して、前項第三十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

40 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十七号の規定に違反して、前項第三十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

41 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十八号の規定に違反して、前項第三十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

42 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三十九号の規定に違反して、前項第三十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

43 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十号の規定に違反して、前項第三十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

44 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十一号の規定に違反して、前項第四十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

45 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十二号の規定に違反して、前項第四十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

46 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十三号の規定に違反して、前項第四十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

47 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十四号の規定に違反して、前項第四十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

48 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十五号の規定に違反して、前項第四十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

49 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十六号の規定に違反して、前項第四十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

50 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十七号の規定に違反して、前項第四十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

51 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十八号の規定に違反して、前項第四十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

52 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四十九号の規定に違反して、前項第四十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

53 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十号の規定に違反して、前項第四十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

54 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十一号の規定に違反して、前項第五十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

55 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十二号の規定に違反して、前項第五十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

56 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十三号の規定に違反して、前項第五十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

57 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十四号の規定に違反して、前項第五十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

58 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十五号の規定に違反して、前項第五十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

59 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十六号の規定に違反して、前項第五十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

60 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十七号の規定に違反して、前項第五十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

61 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十八号の規定に違反して、前項第五十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

62 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第五十九号の規定に違反して、前項第五十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

63 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十号の規定に違反して、前項第五十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

64 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十一号の規定に違反して、前項第六十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

65 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十二号の規定に違反して、前項第六十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

66 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十三号の規定に違反して、前項第六十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

67 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十四号の規定に違反して、前項第六十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

68 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十五号の規定に違反して、前項第六十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

69 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十六号の規定に違反して、前項第六十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

70 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十七号の規定に違反して、前項第六十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

71 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十八号の規定に違反して、前項第六十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

72 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六十九号の規定に違反して、前項第六十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

73 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十号の規定に違反して、前項第六十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

74 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十一号の規定に違反して、前項第七十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

75 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十二号の規定に違反して、前項第七十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

76 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十三号の規定に違反して、前項第七十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

77 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十四号の規定に違反して、前項第七十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

78 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十五号の規定に違反して、前項第七十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

79 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十六号の規定に違反して、前項第七十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

80 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十七号の規定に違反して、前項第七十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

81 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十八号の規定に違反して、前項第七十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

82 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七十九号の規定に違反して、前項第七十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

83 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十号の規定に違反して、前項第七十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

84 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十一号の規定に違反して、前項第八十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

85 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十二号の規定に違反して、前項第八十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

86 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十三号の規定に違反して、前項第八十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

87 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十四号の規定に違反して、前項第八十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

88 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十五号の規定に違反して、前項第八十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

89 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十六号の規定に違反して、前項第八十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

90 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十七号の規定に違反して、前項第八十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

91 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十八号の規定に違反して、前項第八十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

92 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第八十九号の規定に違反して、前項第八十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

93 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十号の規定に違反して、前項第八十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

94 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十一号の規定に違反して、前項第九十号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

95 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十二号の規定に違反して、前項第九十一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

96 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十三号の規定に違反して、前項第九十二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

97 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十四号の規定に違反して、前項第九十三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

98 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十五号の規定に違反して、前項第九十四号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

99 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十六号の規定に違反して、前項第九十五号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

100 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十七号の規定に違反して、前項第九十六号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

101 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十八号の規定に違反して、前項第九十七号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

102 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第九十九号の規定に違反して、前項第九十八号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

103 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一百号の規定に違反して、前項第九十九号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

104 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一百一号の規定に違反して、前項第一百号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

105 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一百二号の規定に違反して、前項第一百一号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

106 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一百三号の規定に違反して、前項第一百二号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

107 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一百四号の規定に違反して、前項第一百三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

四 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第一項第二号に該当する場合を除く。）

五 第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更したとき。

六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第七百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けている者（第七百七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができる人とされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされるる車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を持しないで（第八十八条规定第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）運転した者

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態があつたもの

四 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定により当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第一項第二号に該当する場合を除く。）

五 第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行つたとき。

六 偽りその他不正の手段により第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行つたとき。

七 第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行つたとき。

五 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒酔つた状態で車両等を運転した場合に限る。）

六 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該車両の運転者が酒酔つた状態で車両等を運転した場合に限る。）

七 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（前条第一項第三号の規定に該当する者を除く。）

八 第六十六条（他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした者）

イ 第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為

ロ 第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

ハ 第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

ニ 第二十六条の一（進路の変更の禁止）第二項の規定の違反となるような行為

ホ 第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為

ヘ 第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為

ト 第五十四条（警音器の使用等）第二項の規定に違反する行為

チ 第七十一条（安全運転の義務）の規定の違反となるような行為

リ 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反する行為

ヌ 第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反したとき（当該違反により運転者が酒酔つた状態で自動車を運

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等） 第一百七十七条の三 第六十八条（共同危険行為等の禁止）

程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く。)。

一 第六十四条（無免許運転等の禁止） 第三項の規定に違反した者

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止） 第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。)。

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止） 第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。)。

四 第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の三（車両移動保管関係事務の委託） 第二項、第五十二条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十二条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項又は第八百八条（免許関係事務の委託）第二項の規定に違反した者

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 第八十九条（免許の申請等）第一項、第一百五の規定に違反し、免許証の更新及び定期検査第一項若しくは第二項に該当するものとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く。)。

第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一百一条の五（免許を受けた者に対する報告（報告徴収）若しくは第一百七条の三の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告（報告徴収））の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者）第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百一十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条第一項又は第二項に該当する者を除く。）

二 第一百八条の三の四（講習通知事務の委託）第一項、第一百八条の七（秘密保持義務等）第一項、第一百八条の十八（秘密保持義務）又は第一百八条の三十一（都道府県交通安全活動推進センター）第五項の規定に違反した者

三 第七十五条の二十三（特定自動運行における交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第一百七十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四百一十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者

二 第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。）

三 第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。）



第一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第二項若しくは第三項、第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）又は第四十九条の五（時間制限駐車区間における駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）二 第四十九条第一項のパーキング・チケットを発給設備を設置する時間制限駐車区間ににおいて、車両を駐車した時から第四十九条の三第二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車した者（車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた者を除く。）三 第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第四項の規定に違反した者四 第四十七条（停車又は駐車の方法）又は第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為をした者五 第七十二条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第四項から第七項までの規定に違反した者六 第五十五条のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。一 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。二 第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。三 第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。一 第六条（警察官等の交通規制）第二項（第75条の二十四（特定自動運行の特則）の

二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の一（進路の変更の禁止）、第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）、第六項（第三十五条の規定による）、第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係）、第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）、第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者（第二十一条の二の二（重被牽引車を牽引する自動車の通行区分）第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をした者を除く。）

三 第二十条（車両通行帯）、第二十条の二（路線バス等優先通行帯）、第一項、第二十六条の二（進路の変更の禁止）、第三項、第三十五条（指定通行区分）、第一項又は第七十五条の八の二（重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分）、第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をした者

四 第二十五条の二（横断等の禁止）、第二項の規定の違反となるような行為をした者

五 第五十条（交差点等への進入禁止）又は第五十二条（車両等の灯火）、第一項の規定の違反となるような行為をした者

六 第五十二条（車両等の灯火）、第二項、第五十三条（合団）、第一項、第二項若しくは第四項又は第五十四条（警音器の使用等）、第一項の規定に違反した者

七 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して軽車両を運転させ、若しくは運転した者又は第六十三条の九（自転車の制動装置等）、第一項の規定に違反した者

八 第六十三条の十（自転車の検査等）、第一項の規定による警察官の停止に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

九 第六十三条の十（自転車の検査等）、第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十一 第七十七条（運転者の遵守事項）第一号  
四 四四号から第五号まで、第五号の三、第五号  
の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動  
車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨  
害の禁止）（第七十五条の二十三（特定自動  
車における交通事故があつた場合の措置）  
第六項において読み替えて準用する場合を含  
む）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第  
九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二  
項（第一百七条の三（国際運転免許証等の携帯  
及び提示義務）後段において準用する場合を  
含む）の規定に違反した者

十二 第七十五条の四（最低速度）の規定の違  
反となるような行為をした者

十三 第七十五条の十一（故障等の場合の措  
置）第一項（第七十五条の二十四（特定自動  
車の特則）の規定により読み替えて適用す  
る場合を含む）の規定に違反した者

十四 第八十七条（仮免許）第三項の規定に違  
反した者

十五 免許証、国外運転免許証又は国際運転免  
許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又  
は貸与した者

十七 第百八条の三の五（特定小型原動機付自  
転車運転者講習等の受講命令）の規定による  
公安委員会の命令に従わなかった者

十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、當  
該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処  
する。

一 第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項  
若しくは第二項又は第五十九条（自動車の牽  
引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反  
したとき。

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一  
項の規定に違反したとき（第一百八条第二項  
第一号及び第一百十九条第二項第一号に該当す  
る場合を除く。）

三 第七十四条の三（安全運転管理者等）第五  
項の規定に違反したとき。

四 第七十五条の二十三（特定自動運行におい  
て交通事故があつた場合の措置）第四項の規  
定による警察官の命令に従わなかつたとき。



前項の例により報告しなければならない。

第一百一十七条

四項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。この場合においては、その者が当該告知に係る出頭の期日及び場所に出頭した場合並びにその者が第百二十九条第一項の規定による仮納付をしている場合を除き、当該通告書の送付に要する費用の納付をあわせて通告するものとする。

警察本部長は、前条第三項又は第四項の報告

を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないと認めるときは、その者に対し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知するものとする。この場合において、その者が当該告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。

第一項の規定による通告は、百第二十九条第一項に規定する期間を経過した日以後において、すみやかに行なうものとする。

### 第三節 反則金の納付及び仮納付

**第一百一十八条** 前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金（同条第一項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条における用語の意味は、前項の規定によるものと同一である。）の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内（政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することことができなかつた者にあつては、当該事由がやんばる日の翌日から起算して十日以内）に、政令で定めることにより、國に対してもしなければならぬ。

前項の規定により反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。

**第一百一十九条** 第百二十六条第一項又は第四項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受け（仮納付）

た日の翌日から起算して七日以内に、政令で定めるところにより、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を仮に納付することができる。ただし、第二百二十七条第二項

前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

第二百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

第一項の規定による仮納付をした者について当該告知に係る第二百二十七条第一項前段の規定による通告があつたときは、当該仮納付をした者は、前条第一項の規定により当該通告に係る反則金を納付した者とみなし、当該反則金に相当する金額の仮納付は、同項の規定による反則金の納付とみなす。

警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第二百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額を速やかにその者に返還しなければならない。

(期間の特例)

**第四節 反則者に係る刑事案件等**

**第一百二十九条の二** 第一百二十八条第一項及び前条第一項に規定する期間の末日が日曜日その他の政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

(反則者に係る刑事案件)

**第一百三十条** 反則者は、当該反則行為についてその者が第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第一百二十八条第一項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

一 第二百二十六条第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するため、同項又は同条第四項の規定による告知をしなかつたとき。

二 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、第二百二十六条第一項若しくは第四項の規定による告知又は第二百二十七条第一項若しくは第二項後段の規定による通告をすることができなかつたと

前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

第二百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

第一項の規定による仮納付をした者について当該告知に係る第一項前段の規定による通告があつたときは、当該仮納付をした者は、前条第一項の規定により当該通告に係る反則金を納付した者とみなし、当該反則金に相当する金額の仮納付は、同項の規定による反則金の納付とみなす。

警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第二百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額を速やかにその者に返還しなければならない。

第一項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を該期間の末日とみなす。

(反則者に係る刑事案件)

百三十条 反則者は、当該反則行為についてその者が第百二十七条第一項又は第二項後段の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第百二十八条第一項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

一 第百二十六条第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するため、同項又は同条第四項の規定による告知をしなかつたとき。

二 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、第百二十六条第一項若しくは第四項の規定による告知又

は第一百二十七条第一項若しくは第二項後段の規定による通告をすることができなかつたとき。

**（反則者に係る保護事件）**

2 前項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

3 第百二十八条の規定は、第一項の規定による指示に係る反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第百三十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と読み替えるものとする。

### 第五節 雜則

(方面本部長への権限の委任)

**第一百三十二条** この章の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができる。(政令への委任)

**第一百三十三条** この章に定めるもののほか、第二十六条第一項又は第二百二十七条第一項若しくは第二項に規定する書面の記載事項その他のこの章の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(道路交通取締法等の廃止)  
(施行期日)

**第一条** この法律(以下「新法」という。)は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過規定)

**第二条** 道路交通取締法(昭和二十二年法律第二百三十号。以下「旧法」という。)及び道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「旧令」という。)は、廃止する。

**第四条** 前条第一項又は第二項の場合において、旧令の規定により公安委員会が運転免許についてした自動車の種類その他の限定又は運転免許若しくは運転許可について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

3 第百二十九条の規定による指示の告知は、書面に行うるものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

2 額とする。  
前項の規定による指示の告知は、書面に行うるものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

3 第百二十八条の規定は、第一項の規定による指示に係る反則金の納付について準用する。(一)の場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第百三十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と読み替えるものとする。

**(政令への委任)**  
**第一百三十二条** この章に定めるもののほか、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項若しくは第二項に規定する書面の記載事項その他この章の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定

章の規定の実施に關し必要な事項は  
政令で定める。

(施行期日) 附 則 抄  
**第一条** この法律（以下「新法」という。）は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**第二条** 道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号。以下「旧法」という。）及び道路交通事故取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「旧令」という。）は、廃止する。  
**（経過規定）**  
**第四条** 前条第一項又は第二項の場合において、旧令の規定により公安委員会が運転免許についてした自動車の種類その他の限定又は運転免許若しくは運転許可について付した条件で現にそ

の効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

**第六条** 新法の施行の際、現に旧令第五十三条第一項第一号に掲げる公安委員会の指定した自動車練習所その他これに類する施設の発行する卒業証明書を有する者で卒業後一年を経過しない

ものは、新法第九十九条第一項の適用については、当該施設を卒業して一年を経過しない間は、同条同項第一号に掲げる指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。

**第七条** 附則第三条に規定するもののほか、新法の施行の際、旧法の規定により公安委員会がした道路の通行の禁止若しくは制限又は旧法若しくは旧令の規定により公安委員会がした運転免許若しくは運転許可の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

**第八条** 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許に係る申請を除く。以下この条において同じ。）、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手續とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後のみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならぬ。

**第九条** 新法の施行の際、旧法第九条第六項（第九条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続については、これを新法第百四条の規定どおり公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続とみなす。当該聴聞又は聴聞の手続をした公安委員会は、当該聴聞に係る事案について新法第百三十三条の規定による処分をすることができる。この場合において、当該処分をした公安委員会が当該処分に係る者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに当該処

分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

定又はこれに基づく処分にそれぞれ違反した者とみなす。

その効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、新法の相当規定による許可証とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

**第十二条** 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により警察署長に対してされている許可の申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により警察署長に対してされた手続とみなす。

**第十四条** 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

交付金の額は、第一百二十九条第一項（百三十二条）の規定による場合を含む。十一条の二第三項において準用する場合を含む。（以下この項において同じ。）の規定により納付された反則金（第一百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るもの）を含む。（以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という。）に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額（次項第一号及び附則第十八条第一項において「反則金收入相当額等」という。）から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

二 第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用（次項第二号ロ及び附則

第十九条において「通告書送付費」という。に係る収入額に相当する額として政令で定めることにより算定した額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）

三　過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

毎年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額を限度とする。）に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

一　前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百一十九条第四項の規定による返還金に相当する額

ロ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

ハ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

二　前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の收入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百一十九条第四項の規定による返還金の見込額

ロ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額ハ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

（交付の基準）

**第十七条** 都道府県及び市町村ごとの交付金の額は、当該都道府県及び市町村の区域における交通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情を考慮して政令で定めるところにより算定した額とする。

**第十八条** 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期ごとに交付すべき額	九月	八月	七月	六月
前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額で算した額から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度とする。）を基礎として政令で定める額				
当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令で定める額				
前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次々交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれら減額するものとする。 (通告書送付費支出金の支出し)				
<b>第十九条</b> 国は、通告書送付費支出金として、各都道府県ごとの通告書送付費に係る支出額を考慮して政令で定めるところにより、通告書送付費支出金相当額を都道府県に支出する。 (主務大臣等)				
<b>第二十条</b> 附則第十六条から第十八条までの規定による交付金に関する事務は総務大臣が、前条の規定による通報書送付費支出金に関する事務は内閣総理大臣が行うものとされる事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。 (地方財政審議会の意見の聴取)				
<b>第二十一条</b> 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方政府審議会の意見を聽かなければならぬ。				

附則第十七条の政令をしようとするとき、

一 附則第十七条の政令の制定又は改廢の立案をしようとするとき。  
二 都道府県及び市町村に対して交付すべき文

第四項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。

交付時期	月	期付
交付時期ごとに交付すべき額	九月	前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納による反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべき額を算した額から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度とする。）を基礎として政令で定める額
月	三月	当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令で定める額
度	二月	前項に規定する各交付時期ごとに交付することができる金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次に交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。 (通告書送付費支出金の支出し務大臣等)
度	十九条	国は、通告書送付費支出金として、各都道府県ごとの通告書送付費に係る支出額を考慮して政令で定めるところにより、通告書送付費支出金相当額を都道府県に支出する。 (主務大臣等)
度	二十一条	附則第十六条から第十八条までの規定による交付金に関する事務は総務大臣が、前条の規定による通告書送付費支出金に関する事務は内閣総理大臣が行う。 前項の規定により内閣総理大臣が行うものとされる事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。 (地方財政審議会の意見の聴取)
度	二十二条	総務大臣は、次に掲げる場合には、地方政府審議会の意見を聽かなければならぬ。 (地方財政審議会の意見の聴取)

一 附則第十七条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 都道府県及び市町村に対して交付すべき交付金を交付しようとするとき。

(高齢運転者標識表示義務に関する当面の措置)

**第二十二条** 第七十七条の五第三項の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同条第四項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。

**附 則** (昭和三七年六月二日法律第一四七号)

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に大型免許を受けている者については、この法律による改正後の第八十五条第三項の規定は、適用しない。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をす

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 前八項に定めるもののほか、この法律の施行にかかる経過措置は、政令で定める。

6 附 則（昭和三九年六月一日法律第九一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、この法律の施行の際に条約が日本国について効力を生じていない場合には、目次の改正規定（第六節を改める部分に限る。）、第六十七条第一項の改正規定、第七十五条第一項の改正規定、第八十八条第一項に第七号を加える改正規定、第六章第六節の次に一節を加える改正規定（第一百九条の改正規定、第一百十二条の改正規定（「若しくは第七百一条の二第一項」を加える部分を除く。））、第一百八十六条第一項第一号の改正規定、第一百二十一条第一項の改正規定（同項第九号中「（第七十七条の三（国際運転免許証の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項第十五号中「免許証、国外運転免許証又は国際運転免許証を」に改める部分に限る。）及び第一百二十一条第一項第十号の改正規定は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

5 前項の場合において、旧法の規定により公安委員会が運転免許について付した自動車等の種類の限定（前項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）又は当該運転免許について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該運転免許について付した自動車等の種類の限定又は当該運転免許について付した条件とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定による特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車第ニ種免許の運転免許試験に合格して旧法の規定

による運転免許を受けていない者については、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による大型特殊自動車免許、軽自動車免許、小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許又は大型特殊自動車第一種免許の運転免許試験に合格したものとみなす。

一 特殊自動車免許については、大型特殊自動車免許

二 軽自動車免許（次号から第五号までに掲げるものを除く。）については、軽自動車免許及び小型特殊自動車免許

三 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を新法の規定による小型特殊自動車及び原動機付自転車に限定すべきものについては、小型特殊自動車免許及び第二種原動機付自転車免許

四 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定すべきものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

五 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を新法の規定による小型特殊自動車に限定すべきものについては、小型特殊自動車免許

六 特殊自動車第二種免許

特殊自動車第二種免許

この法律の施行の際、旧法第九十条第一項たゞし書の規定により公安委員会がした運転免許の拒否又は保留で現にその効力を有するものは、新法第九十条第一項たゞし書の規定により公安委員会がした運転免許の拒否又は保留とみなす。この場合において、保留の期間については、同項の規定にかかるわらず、なお從前の例によるものとし、その期間は、旧法第九十条第一項ただし書の規定により当該保留がされた日から起算するものとする。

この法律の施行の際現に旧法の規定により公安委員会に対してされている旧法の規定による特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車第二種免許に係る申請届出その他の手続は、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定により公安委員会に対ししてされた手続とみなす。

一 特殊自動車免許については、大型特殊自動

二 軽自動車免許については、軽自動車免許及び小型特殊自動車免許

三 特殊自動車第二種免許については、大型特殊自動車第二種免許

8 この法律の施行の際、旧法第九十条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否されかから一年を経過していない者又は同項ただし書の規定により現に運転免許を保留されている者については、新法第八十八条第一項第五号の規定は、適用しない。

9 この法律の施行前に運転免許を受けた者については、新法第九十条第三項の規定は、適用しない。

10 この法律の施行前に運転免許の効力の停止を受けた者に係る運転免許証の提出及び保管については、新法第七条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

11 この法律の施行の際、旧法の規定により旧法の特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車第二種免許に係る事案について公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続については、それぞれ次の各号に定める区分により、これらを新法の相当規定により大型特殊自動車免許、軽自動車免許、小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許又は大型特殊自動車第二種免許に係る事案について公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続とみなす。

一 特殊自動車免許については、大型特殊自動車免許

二 軽自動車免許（次号から第五号までに掲げるものを除く。）については、軽自動車免許及び小型特殊自動車免許

三 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第二種原動機付自転車免許

四 軽自動車免許で旧法第九十五条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

六 特殊自動車第二種免許については、大型特殊自動車第二種免許

委員会がした旧法の特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車第二種免許の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定により大型特殊自動車免許、軽自動車免許、小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許又は大型特殊自動車第二種免許について公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

一 特殊自動車免許については、大型特殊自動車免許

二 軽自動車免許（次号から第五号までに掲げるものを除く。）については、軽自動車免許及び小型特殊自動車免許

三 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第二種原動機付自転車免許

四 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

五 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

六 特殊自動車第二種免許については、大型特殊自動車第二種免許

新法第九十条第一項ただし書及び第三項並びに第百三条第二項第二号の規定の適用については、自動車及び原動機付自転車の運転に関して旧法若しくは旧法に基づく命令の規定又は旧法に基づく処分に違反した者は、新法の相当規定又はこれに基づく処分にそれぞれ違反した者となす。

14 この法律の施行の際現に旧法第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は旧法第一百三十二条第一項第一号の規定により免許を受けた者は、新法の相当規定又はこれに基づく処分にそれぞれ違反した者となす。



改正後の道路交通法（以下「新法」という。）  
第五十一条第七項の規定は、適用しない。

この法律の施行前に旧法第九十条第一項ただし書の規定による運転免許（以下「免許」といいう。）の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第三百三十二条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことの理由とするこれらの処分を受けた後に免許を与えない期間については、新法第八十八条第一項第五号及び第六号、第九十条第四項並びに第三百三十六条項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第一百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第三百三十三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことの理由とする自動車等の運転の禁止の期間については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に交通事故を起こしたことの理由とする新法第三百三十二条第一項第三号（新法第一百七条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止又は仮禁止については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした反則行為に関する処理手続については、新法第九章の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和四五年一二月二五日法律第

##### 一四三号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### 附 則（昭和四六年四月一五日法律第四六号）抄

1 （施行期日等）この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

八号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日法律第九六号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げることから施行する。

##### 一及び二 略

三 第二十四条及び第二十七条並びに附則第八項から第十四項まで、第十九項、第二十一項及び第二十七項 公布の日から起算して六月を経過した日

#### 附 則（昭和四六年六月二日法律第九八号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該各号に掲げる日から施行する。

##### 第一条

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十四条の二に第七項を加える改正規定、第九十七条から第九十九条までの改正規定、第一百一条の二の次に一条を加える改正規定、第一百八条を第八条の三とし、同条の前に二条を加える改正規定（第一百八条の二第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第一百十二条の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

##### 第二条

改正前の道路交通法（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づく交通の規制に係る禁止、制限又は指定で、この法律の施行の際現にその効力を有し、かつ、改正後の道路交通法（以下この条において「新法」という。）の規定に基づく交通の規制に係る禁止、制限又は指定で、この法律の施行に相当するものは、当該交通の規制とみなす。

##### 第三条

この法律の施行前に旧法第五十一条第二項、第三項、第五项又は第六項の規定により行なつた措置に要した費用の徵収については、新法第五十一条第八項の規定は、適用しない。

##### 第四条

この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 附 則（昭和四七年六月一日法律第五一号）

この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

##### 第一条

（第二号及び第三号に係る部分を除く。）の改正規定（第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第七十二条の二を第七十二条の三とし、第七十二条の次に一条を加える改正規定（第七十二条の二若しくは第十号）を改める部分に限る。）及び

##### 第二条

第八十四条に一項を加える改正規定、第八十五条第五項の改正規定、第八十七条の改正規定、第八十八条の改正規定、第九十条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第一百十二条の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

##### 第三条

改正前の道路交通法（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づく交通の規制に係る禁止、制限又は指定で、この法律の施行に相当するものは、当該交通の規制とみなす。

##### 第四条

この法律の施行前に旧法第五十一条第二項、第三項、第五项又は第六項の規定により行なつた措置に要した費用の徵収については、新法第五十一条第八項の規定は、適用しない。

##### 第五条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### 第六条

この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

定により普通自動車仮免許を受けたものとみなす。

附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により受けている仮免許の有效期間は、前項及び新法第八十七条第五項本文の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に運転免許（以下「免許」という。）を受けている者の当該免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間が当該改正規定の施行後最初に更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、新法第九十二条の二第二項又は第一百一条の二第三項の規定によりその者の免許証の有効期間が当該更新された免許証の有効期間は、新法第九十二条の二第二項又は第一百一条の二第三項の規定によりその者の免許証の有効期間が当該更新された免許証の有効期間は、新法第九十二条の二第二項又は第一百一条の二第三項の規定によりその者の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により普通自動車免許（以下「普通免許」という。）の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格及びその者に対する新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験の方針については、新法第九十六条の二及び第九十七条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により指定自動車教習所として指定されているものは、新法の規定により指定自動車教習所として指定されたものとみなす。

附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により指定自動車教習所として指定されているものは、新法の規定により指定自動車教習所として指定されたものとみなす。

附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により自動車の運転に関する技能若しくは知識の教習又は自動車の運転に関する技能についての技能検定に從事している者（新法第九十八条第一項第三号の規定に基づく政令で定める要件又は同条第二項各号に掲げる要件を備えていない者を除く。）で、当該改正規定の施行後も引き続き当該自動車教習所において当該教習又は当該技能検定に従事するものは、新法第九十八条第一項第三号又は第二項の規定により、当該自動車教

習所の技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に、それぞれ選任された者とみなす。この法律の各改正規定の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（施行期日）  
四号抄  
附 則（昭和五年六月一〇日法律第六  
一　この法律は、公布の日から起算して六月を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。）  
した旧法第二十四条の規定に違反する行為に  
ついては、新法第九章及び別表の規定は、適用  
しない。

7  
8 この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした反則行為については、新法第百二十五条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年五月一六日法律第三  
六号）抄  
(施行期日)

**第五条** 昭和五十八年度及び昭和五十九年度に限り、新特別会計法附則第三条第一項中「収入」とあるのは「収入、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）以

下「昭和五十八年改正法」という。附則第4条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）以下「昭和四十二年改正法」という。附則第八項の規定がなお効力を有するものとした場合に同項の規定により昭和五十八年度又は昭和五十九年度において加算すべきであつた額に相当する額として一般会計から繰り入れられる額と、「同法附則第十六条」とあるのは「道路交

通法附則第十六条」と、「返還金、同法」とあ  
るは「返還金、昭和五十八年改正附則第四  
条の規定による改正前の昭和四十二年改正附  
則第八項の規定がなお効力を有するものとした

場合に同項の規定により昭和五十八年度又は昭和五十九年度において控除すべきであつた額に相当する額として一般会計の歳入に繰り入れる

額、道路交通法」とする。

（い）附則第十八条第一項の表九月の項中「前年度の三月及び当該年度」とあるのは「当該年度」と、「政令で定める額」とあるのは「政令で定める額（地方交付税法等の一部を改

正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百二十

六号) 附則第八項の規定がなお効力を有するものとした場合に、同項の規定により昭和五十八

年度において加算すべきであった額があるときは当該政令で定める額に当該加算すべきであつた額に相当する額として一般会計から交付税及

この法律は、次の各号に掲げる規定」とに、  
それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 目次の改正規定（第一百二十八条・第一百二十九条）を「第一百二十八条 第一百二十九条の二」に改める部分に限る。）及び第一百二十九

二 条の次に一条を加える改正規定 この法律の  
公布の日 八十二条第三項及び第八十三条第三項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定この法律の公布の日から起算して二十日を経過し

三 第七十一条の三の次に二条を加える改正規定(第七十一条の四に係る部分に限る。) 昭和六十一年一月一日

四 第七十一条の三第二項の改正規定 この法律の公布の日から起算して一年を経過した日五 その他の規定 この法律の公布の日から起

2 算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

改正前の道路交通法（以下「旧法」といふ）第五十一条第五項後段の規定により保管されている車両で当該車両につき同条第六項後段の規定による公示がされてゐるものについては、司

号に定める日に、改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第五十一条第六項後段の規定による公示があつたものとみなす。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法第五十二条第五項後段の規定により保管されている車両に積載物があつた場合における

4  
管された積載物とみなす。

5 この法律の各改正規定の施行前にした反則行為に対する罰則の適用については、それなお従前の例による。

為については、新法第百二十五条及び別表の規定にかかるらず、それぞれなお従前の例による。

附則（昭和六年五月二三日法律第六三号）

- 4 この法律の施行の際現に道路交通法第八十九条の規定により運転免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格については、改正後の道路交通法第九十六条の三の規定にかかるわらず、なお従前の例による。



- 附 則  
（平成五年五月一二日法律第四三  
号）抄  
（施行期日）






2 施行日から二年間は、新法第九十二条の二第一項の表の備考一の中「継続して免許（仮免許を除く。）」を受けている期間が五年以上である

る者であつて、自動車等の運転に関しこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく处分の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とあるのは、「継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が政令で定める期間以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく命令の規定により付された条件又は新法第一百七条の四第三項の規定によりされた命令とみなす。」とする。

**第四条** この法律の施行の際現に改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第一百一条第二項（指定自動車教習所等に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行の際現に旧法第九十九条第一項の規定による指定を受けている指定自動車教習所は、新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなす。

**第六条** この法律の施行の際現に前条の規定により新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなされる自動車教習所（以下「旧法指定自動車教習所」という。）において旧法第九十九条第二項の規定による選任をされている技能検定員は、当該旧法指定自動車教習所において新法第九十九条の五第一項、第四項及び第五項に規定する技能検定員の業務に従事する場合には、新法第九十九条の二第一項の規定による選任をされた技能検定員とみなす。

前項の規定により新法第九十九条の二第一項の規定による選任をされた技能�定員とみなされる者（次項において「旧法技能検定員」といいう。）については、その者が同条第四項の規定により技能検定員資格証の交付を受けるまでの間は、同条第二項の規定は、適用しない。

旧法技能検定員に関しては、前項に規定する期間が経過するまでの間は、旧法第九十九条第八项及び第九項の規定は、なおその効力を有する。

科指導員は、当該旧法指定自動車教習所において新法第九十九条の三第一項の規定による選任をされた教習指導員とみなされる者（以下この条において「みなし教習指導員」という。）については、その者が同条第四項の規定により教習指導員資格者証の交付を受けるまでの間は、同条第二項の規定は、適用しない。

3 旧法指定自動車教習所を管理する者は、前項に規定する期間が経過するまでの間は、みなし教習指導員のうちこの法律の施行の際現に旧法第九十九条第一項第三号の技能指導員でなかつた者に自動車の運転に関する技能の教習を行わせてはならず、又はみなし教習指導員のうちこの法律の施行の際現に同号の学科指導員でなかつた者に自動車の運転に関する知識の教習を行わせてはならない。

4 みなし教習指導員に関しては、第二項に規定する期間が経過するまでの間は、旧法第九十九条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第八項中「技能指導員若しくは学科指導員」とあるのは、道路交通法の一部を改正する法律（平成五年法律第四十三号）附則第七条第二項のみなし教習指導員」と、同条第九項中「技能指導員若しくは学科指導員」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律附則第七条第二項のみなし教習指導員」と読み替えるものとする。

第五条 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九条の六第一項の規定の適用については、同項中「この節の規定」とあるのは、「この節の規定」並びに同法附則第六条第三項及び第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第九十九条第八項の規定」とする。

2 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「指定自動車教習所が第九十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき」とあるのは、「指定自動車教習所が第九十九条第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき又は指定自

自動車教習所に同項第二号に規定する職員（道路交通法の一部を改正する法律附則第六条第二項の旧法技能検定員を含む。）若しくは第九十九条第一項第三号に規定する職員（同法附則第七条第二項のみなし教習指導員を含む。）が置かれなくなつたと認めるとき」と、「当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させること」であるのは、「当該指定自動車教習所を準に適合させるため又は当該指定自動車教習所にこれら職員を置くため」とする。

第三項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合させるため又は当該指定自動車教習所にこれら職員を置くため」とする。

四 旧法指定自動車教習所に関する新法第百条第九条の七第二項の規定については、同項中「第九十九条の三第三項」とあるのは、「第九十九条の三第三項若しくは道路交通法の一部を改正する法律附則第七条第三項」と、「この節の規定」であるのは、「この節の規定及び道路交通法の一部を改正する法律附則第七条第三項の規定」とする。

五 旧法指定自動車教習所に関する新法第百条第九条の規定の適用については、同項中「第九十九条の三第三項」とあるのは、「第九十九条の三第三項若しくは第七条第四項の規定による命令」とする。

六 旧法第九十九条第五項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者は、「新法第九十九条の五第一項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者」とみなす。

七 旧法第九十九条第五項の技能検定は、「新法第九十九条の五第一項の技能検定」とみなす。

八 旧法第九十九条第六項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書は、「新法第九十九条の五第五項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書」とみなす。

九 旧法第九十九条第五項から前条までに規定するもののはか、旧法第九十九条又はこれに基づく命令の規定によりした処分手続その他の行為は、「新法第九十九条に相当する規定がある場合には、新法の相当規定によりしたもの」とみなす。

十 旧法第九十九条第六項の規定による経過措置

十一 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、「なお従前の例による」。

十二 この法律の施行前にした行為について、「新法第二百二十五条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による」。

（施行期日）抄  
**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。  
（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）  
**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）  
**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。  
（政令への委任）  
**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年四月二一日法律第七十四号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第一項及び第三項第一号の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（免許等に関する経過措置）  
**第二条** 改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の自動二輪車免許（以下「旧法二輪車免許」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第六条を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（大型自動二輪車免許）という。又は同項の普通自動二輪車免許（以下「普通自動二輪車免許」という。）とみなす。

一 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの  
大型自動二輪車免許

二 旧法第九十九条の規定により、運転することができる旧法第三条の自動二輪車（以下「旧法自動二輪車」という。）が新法第三条の普通自動二輪車（以下「普通自動二輪車」という。）に相当するものに限る旨の限定が付されているもの 普通自動二輪車免許

三 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）。次条第二項において「昭和四十年改正法」という。附則第二条第一項の規定により旧法二輪免許とみなされるもので、附則第十一条の規定による改正前の同法附則第二条第四項に規定する審査に合格しなかつた者に係るもの 普通自動二輪車免許

四 旧法二輪免許が前項第二号に規定する限定の解除を受けたことにより同項の規定により大型自動二輪車免許とみなされることとなる場合における当該大型自動二輪車免許は、当該旧法二輪免許を受けた日に受けたものとする。

第五条 旧法第九十九条の規定により旧法二輪免許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件でこの法律の施行の際にその効力を有するもの（前条第一項第二号に規定する限定であつて、新法第三条の規定による大型自動二輪車と普通自動二輪車との区分に係るもの）を除く。）は、新法第九十九条の規定により大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件とみなす。

第六条 前条第一項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる同項第二号に掲げる運転免許は、新法第九十九条の規定により運転することができる普通自動二輪車が第二种原動機付自転車（昭和四十一年改正法第一条の規定による改正前の道路交通法第二条第二項の第二种原動機付自転車をいう。）に相当するものに限る旨の限定が付されているものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現にされている旧法二輪免許の申請は、当該旧法二輪免許により運転することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定してされたものについては普通自動二輪車免許の申請と、それ以外のものについては大型自動二輪車免許の申請とみなす。

手続は、附則第二条第一項の規定による運転免許の区分に応じ、それぞれ、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

**第六条** この法律の施行の際に旧法二輪免許に係る運転免許試験に合格して旧法二輪免許を受けていない者は、当該旧法二輪免許により運転することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定して行われた当該運転免許試験に合格した者については普通自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者と、それ以外の旧法二輪免許に係る運転免許試験に合格した者と、合格した者については大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

**第七条** この法律の施行の際に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる旧法二輪免許を受けている者及び前条の規定により大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「大型二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に」とあるのは、「及び牽引免許にあつては十八歳に、大型二輪免許」とする。

**第八条** この法律の施行の際に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる旧法二輪免許を受けている者に関する新法第五条第一項の改正規定、第九十条の改正規定（同条第五号の改正規定、第九十条の改正規定（同条第一項第一号の二の改正規定）第一百一十二条第一項第三号の改正規定及び第一百二十二条第一項第五号の改正規定、第九十条の改正規定（同条第一項第一号の二の改正規定）第一百一十二条第一項第三号の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定）この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則（平成九年五月一日法律第四一号）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** 第十四条の改正規定、第七十七条の改正規定、第七十五条の改正規定、第七十九条の五の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十五条の改正規定、第七十七条の改正規定及び第七十九条の二の改正規定（同条第一項第一号の二の改正規定）第一百一十二条第一項第三号の改正規定及び第一百二十二条第一項第五号の改正規定、第一百一十二条第一項第三号の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定）この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第三条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第三百三十条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対する者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

**第四条** この法律の施行の際に旧法第三百四十二条第一項の規定による指定を受けている都道府県道路使用適正化センターは、施行日に新法第三百八条の三十一第一項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。

**第五条** この法律の施行の際に旧法第三百四十二条第一項の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第三百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。

**第六条** この法律（附則第一条第一号に掲げる改訂等に関する経過措置）の規定について、当該改訂規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日とする。）が

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の取扱いについては、なお従前の例によるとする。

**第七条** 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行後には、なほ従前の例による。

しては、なほ従前の例による。

附 則（平成一〇年九月二八日法律第一〇号）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

○男) 附則(平成二年五月〇日法律第四〇号)

この法律は、公布の日から起算して一年を超

ない範囲内において政令で定める田から施行する。ただし、第七十一条、第九十四条、第九

十七条の二第一項第二号、第一百六条及び第一百八条の二第一項の改正規定、第八十八条の三の二の次に一条を加える改正規定、第一百十条及び第一百十二条第一項の改正規定、第一百十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第一百七十七条の三第三号、第一百九十九条第一項及び別表の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年七月六日法律第八号）

**第一条** 本法律は、平成十二年四月一日から施行する。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

第一款に於ける第二百三十六の規定に  
一、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分  
（両議院の同意を得る二にてて係る部分に限る）

(同議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項  
ニ係る部分ニ限リ。）、第二百四十一回迄の規定

は併存部分は附る。）第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に

係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（行丁付の合併の手續二回一）云々第六

規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部

分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第

十二条 第五十九条ただし書 第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十

第一条の規定、第百六十三条、第百六十四条並びに第一

## (国等の事務)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
（処分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定（以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

**第一百六十一条** 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てに

については、施行日以後においても、当該処分序に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十一条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一 年一二月二二日法律第十六〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。」  
第三条 この法律は、平成十四年三月三十一日までににおいて政令で定める日から施行する。  
**附 則** (平成一三年六月二〇日法律第五  
一号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十五条に一項を加える改正規定、第八十六条に二項を加える改正規定、第八十七条第四項の次に一項を加える改正規定及び第一百七条の二の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「運転する場合」の下に「、又は代行運転普通自動車を運転する場合」を加える部分に限る。)は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(免許等に関する経過措置)  
**第二条** この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。  
2 前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後となるものの有効期間の末日は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日でないとときは、その日の直前のその者の誕生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。  
3 この法律の施行の際に交付されている免許証で当該免許証に係る旧法第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が施行日前であるもの(以下「特定免許証」という。)について施行日以後にされた更新に係る免許証(次項において「特定更新免許証」という。)の有効期間について

4 特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日（その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日）から起算して一月を経過する日（その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日）とする。

5 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする更新期間の初日は、同項の規定にかかわらず、旧法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日とする。

6 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする者については、新法第一百一条の二の二及び第一百十二条第一項第五号の二の規定は、適用しない。

7 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする際にその者が受けるべき講習については、新法第一百一条の三及び第一百八条の二第一項第十一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新法第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日（新法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日とする。）が施行日から起算して三月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第三条 この法律の施行の際現に大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許試験に合格している者については、新法第九十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格（旧法第九十六条第一項に係るものを除く。）及びその者に対し新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う当該免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六条の二及び第九十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 旧法第九十七条の二第一項第二号に規定する特定失効者に該当する者であつてその運転免許試験を受けることができなかつた事情がこ

4 ては、新法第九十二条の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

の法律の公布の日前に生じたものに対する新法第九十七条の二第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情」とあるのは、「当該事情」とする。

附 則（平成一四年六月一九日法律第七  
七号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附 則（平成一四年七月三一日法律第九

の法律の公布の日前に生じたものに対する新法第九十七条の二第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情」とあるのは、「当該事情」とする。

**第五条** 施行日前に道路交通法第二百二十二条第三項又は第一百七条の四第一項の規定による通知を受けた者については、新法第九十条第一項第七号定は、適用しない。

**第六条** 施行日前にした行為に係る免許を受けた者（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、新法第一百三条の二第一項（新法第一百七条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

**第七条** この法律の施行の際現に国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者に対する新法第一百七条の二の規定の適用については、同条中「出国し」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）の施行の日以後に出国し」とする。

**第八条** この法律の施行の際現に新法第一百九条の三第一項の特定交通情報提供事業に該当する事業を行つている者の当該事業に対する同項の規定の適用については、同項中「内閣府令」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）の施行の日から起算して三月を経過する日までに、内閣府令」とする。（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第二条から前条までに規定するもののはが、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

(施于期日) 附 則 (平成一四年六月一九日法律第七  
七号) 抄

第一項の改正規定、附則第十九条及び第二十条を削る改正規定、附則第二十一条を附則第十九条とする改正規定、附則第二十二条の改正規定、同条を附則第二十条とする改正規定、附則第二十三条第三号を削る改正規定並びに同条を附則第二十二条とする改正規定並びに附則第三条及び

**附 則**（平成一四年六月一九日法律第七十九号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則**（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定（公布の日（罰則に関する経過措置）  
**第三十八条** 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第三十九条** この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一 条中附則第十六条第二項の改正規定、附則第十九条及び第二十条を削る改正規定、附則第二十一条並付則第十七条とする改正規定

附則（平成三年二月五日法律第  
三八号）抄

(施行期日)

附則抄（平成一六年六月九日法律第九〇号）

(施行期日)

定の適用については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に同法第五十一条第九項（同条第二十四項及び同法第七十五条の人第二項において準用する場合を含む。）、同法第五十一条の三第一項又は同法第七十二条の二第二項後段の規定により保管されたものとみなす。

前項の規定にかかわらず、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条の規定による改正前の道路交通法第五十一条第十項後段（同条第二十一項並びに同法第五十一条の三第十項、第七十二条の二第三項及び第七十五条の人第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて公示がされている場合における保管車両等につては、なお前述の例による。

種免許（以下「中型第二種免許」という。）、同項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、同条第五項の大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）及び同項の普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）とみなす。

一 旧法大型免許 大型免許

二 旧法普通免許で、次号及び第九号から第十九号までに掲げるものの以外のもの（新法第九条の規定により、運転することができる新法第三条の中型自動車（以下「中型自動車」という。）が旧法第三条の普通自動車（以下「旧法普通自動車」という。）に相当するもの）に限ることとする。

十 普通免許  
自動四輪車に相当するものに限定されていく  
道路交通法の一部を改正する法律（昭和四  
十年法律第九十六号。以下この条及び附則等  
十五条において「昭和四十年改正法」とい  
う。）附則第二条第三項の規定により、運転す  
ることができる普通自動車が昭和四十年改  
正法による改正前の道路交通法の規定によ  
り、自動三輪車に限られている旧法普通免許新  
法第九十五条の規定により、運転することが  
できる普通自動車が昭和四十年改正法によ  
る改正前の道路交通法の規定による自動三輪車  
及び軽自動車に限定されている普通免許

**第十一条** 第四条の規定の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第六条第一号から第八号までに掲げる区分に応じ、当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

**第五条** 第二条の規定の施行前に同条の規定によれる改正前の道路交通法第五十一条第三項の規定により車両に取り付けられた標章については、なお従前の例による。

改正前の道路交通法第五十一条の四（同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた指示に係る車両につき同法第七十五条第一項第七号に掲げる行為が行われた場合には、第三条の規定による改正後の道路交通法第七十五条の二第一項の規定にかかるわづぎ、なお先前の例による。

## 第六条 第四条の規定による改正前の道路交通法

(以下「旧法」という。) 第八十四条第三項の大型自動車免許(以下「旧法大型免許」という。)、同項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」という。)、同条第四項の大型自動車第二種免許(以下「旧法大型第二種免許」という。)

規定により、運転することができる旧法普通自動車が普通自動車に相当するものに限定されているもの。新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車について当該規定に相当する限定がされている普通第二種免許

旧法大型仮免許 大型仮免許

旧法普通仮免許 普通仮免許

旧法附則第三条第一項の規定により同項に

**第七条** 次の各号に掲げる運転免許の申請は、当該各号に定める運転免許の申請とみなす。  
一 旧法大型免許 大型免許  
二 旧法普通免許 普通免許  
三 旧法大型第二種免許 大型第二種免許  
四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

3 4 とあるのに、  
前項に規定する者については、新法第九十六  
条第三項の規定は、適用しない。  
附則第六条の規定により大型仮免許とみなさ  
れる旧法大型仮免許を受ける者及び前条の  
規定により大型仮免許に係る運転免許試験に合  
格した者とみなされる者に対する新法第八十八  
条第二項の規定の適用については、同項中「三  
十歳」とあるのは、「三十歳」とする。

規定する者（同条第三項に規定する審査に合格しなかつた者に限る。）が受けたものとみなす。

五 旧法大型仮免許  
六 旧法普通仮免許  
一 旧法普通仮免許  
二 普通仮免許

**第十二条** 附則第十条の規定により大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に

なされる旧法普通免許又は旧法附則第五条第一項前段の規定により同項前段に規定する者（同条第二項に規定する審査に合格しなかつて

**第八条** 前二条に規定するもののほか、旧法の規定により、旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型第一種免許、旧法普通第一種免許の発給を受ける。

2 ついては、新法第九十条の二の規定にかかる  
ず、なお従前の例による。

た者に限る。)が受けた旧法普通免許新法第九十一条の規定により、運転することがで

仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分手続その他の行為は、新法の相当する規定によるものとする。

免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通免

普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、同項の中型自動車第二

きる普通自動車が旧法附則第二条の規定による廢止前の道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）の規定による小型

**第九条** 第四条の規定の施行の際現に附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免

3 許を受けようとする者とみなす。附則第十条の規定により中型第一種免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者



（車両移動保管事務に係る経過措置）

際現に旧法第五十一条の三第三項に規定する指定車両移動保管機関（以下この条において単に「指定車両移動保管機関」という。）が同項の規定により保管している車両又は積載物（旧法第五十一条の三第十項において準用する旧法第五十二条第一項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。）に係る旧法第五十五条の三第一項に規定する車両移動保管事務（以下この条において単に「車両移動保管事務」という。）については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行つた車両移動保管事務に係る旧法第五十二条第一項に規定する負担金等の納付、督促、徴収及び滞納処分並びに当該負担金等の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

3 第一項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行つた車両移動保管事務に係る処分に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六百六十二号）による審査請求については、なお従前の例による。

4 指定車両移動保管機関の役員又は職員であつた者に係る車両移動保管事務（第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた場合におけるものを含む。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。  
(免許等に関する経過措置)

**第四条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に旧法第九十条第一項ただし書の規定による運転免許（以下「免許」という。）の拒否若しくは保留の基準、同条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準又は旧法第一百三条第一

るその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

第二号施行日前に旧法第百七条の五第一項の規定又は同第八項において準用する旧法第百三十三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

**第五条** 新法第九十七条の二第一項第三号イの規定は、第二号施行日から起算して六月を経過した日の翌日以後に免許が失効した者について適用する。

**第二百一条** 新法第一百一項の規定は、新法第一百一項の更新期間が満了する日（新法第一百一項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあつては、当該申請をする日）が第二号施行日から起算して六月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

**第六条** 旧法第二百二条第三項の規定により通知を受けた者は、新法第二百二条第六項の規定により通知を受けた者とみなす。

**第十二条** この法律（附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十三条** 本附則第二条から第六条まで及び前条をを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で定める。

（施行期日）  
**附 則** （平成二年四月二十四日法律第二  
一 号） 抄

二 第二十六条の付記の改正規定、第一百八条の二十九第二項の改正規定、第一百十九条第一項

(運転免許の拒否等に関する経過措置)

**第二条** 前条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為を理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 附則第一条各号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二年七月一五日法律第七九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

（施行期日）

**二号** 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災









(罰則等に関する経過措置)  
第三条の二の法律(附則第一条第二号及び第三号)

に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

**第七条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。次条において同じ。）

(政令への委任) る。

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定まる。

(施丁期日)号抄附則(令和四年六月一七日法律第六八)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一  
第五百九十三条の規定 公布の日  
附 則 (令和五年五月八日法律第一九  
号) 沙

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。  
**(施行期日)**

（施行期日）附則  
（令和五年六月一六日法律第五六号抄）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） 令和五年六月一日法律第十三号抄

第一回の施行日から起算して、全般を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該名号に定める日から施行する。  
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七  
条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日  
二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第  
二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号  
の改正規定、第二十三条、第二十九条第三

別表第一（第五十一条の四関係）	放置車両の種類	放置車両の区分	(罰則に関する経過措置)		
			第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(政令への委任)	第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の規定又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	普通自動車、普通二輪車及び普通大型車	普通車、普通被牽引車及び特殊自動車	大型自動車、中型自動車、大型自動車	大型自動車、中型自動車、大型自動車	大型自動車、中型自動車、大型自動車
	自転車、下車輪車	車重及び被牽引車	車重及び被牽引車	車重及び被牽引車	車重及び被牽引車

第一百九条の二の四第一項又は第三項の罪に当たる行為	第一百九条の三第一項又は第三項の罪に当たる行為	第一百九条の三第一項又は第三項の罪に当たる行為													
		車等	殊自	小型	自動	特	車等	殊自	小型	自動	特	車等	殊自	小型	自動
動大型車等自	車等	殊自	小型	自動	特	車等	殊自	小型	自動	特	車等	殊自	小型	自動	特
円千八	円千六	円千八	円万一	円千二万一	円万二	円千五万二	円千五万一	円千五万二	円千五万一	円千五万三	円千五万一	円千四	円千六	円千六	

備考 反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。